

令和3年3月11日

令和3年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年3月11日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和3年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和3年3月11日(木)

午前10時00分開議

会 期 令和3年3月5日～3月18日(14日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名) 1 澤本 幹男議員 2 高橋 邦男議員 3 相田 恵美子議員 4 石田 芳英議員 5 宮野 亨議員 6 木村 圭議員 7 小山 辰美議員 8 小峰 陽一議員 9 森田 紀子議員 10 伊藤 英人議員 11 大澤由香里議員	—
3	陳情第1号	アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情	不採択

(午後3時47分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 一般質問を行います。

既に通知いたしました、第 1 回定例会における一般質問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触機会の軽減を図るため、質問事項は 2 項目以内、持ち時間は 1 人 40 分以内としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

通告のありました議員は、11 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

それでは、2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。新型コロナウイルスのワクチン接種の進め方と問題点についてでございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種が 2 月下旬から全国で始まりました。感染症対策の決め手として早期のワクチン接種が望まれています、この接種は、市町村が主体となって実施され、原則住民票のある市町村で受けることとなります。

はじめに医療従事者への接種から始めて、次に高齢者への接種、そして、次に基礎疾患のある人と高齢者施設の従事者への接種となり、最後に一般の人への接種を開始となる予定であるとされております。

町では、接種会場や接種対象者への通知等の準備やワクチンの輸送と保管、医師や看護師の確保と手配等本当に大変だと思います。2 月 26 日に議員全員協議会で接種の実施体制整備についての説明をいただきましたが、今後、ワクチン供給量や 2 回接種や在宅高齢者への接種等、まだ多くの問題があると思います。

また、この接種は任意であり、強制力はありません。新型コロナウイルスワクチン接種を町民にどのように進めていくのか、スケジュールを組まれています、早期に接種を実現するために現時点での今後の進め方と、どのような問題点があるのか、お伺いいたします。

2 点目でございます。今後の若者定住化対策についてでございます。

昨年 12 月 1 日の奥多摩町の総人口は 4,990 人となり、ついに 5,000 人を割りました。地域で人口が減少すると、その地域のお祭りや地域の伝統行事、共助の防災や助け合い等が難しくなります。

奥多摩町には長い伝統と歴史があるお祭りや行事が多くあります。それが開催・実施できなくなるとことは非常に残念です。また、お互い助け合いでコミュニティを維持していたこともできなくなります。今後、コミュニティをどう維持していくのか。今後、本当に大変になると思います。

また、小学校や中学校の生徒が少なくなると、学校の運営にも支障が出てきて非常に大きな問題となります。

昨年の 12 月、一般質問で総人口 5,000 人割れについてお伺いをいたしました。ご答弁で、定住人口の数値だけで図る時代ではなく、むしろ地域で暮らし、また、地域と多様に関わろうとする人々の質的な充足度こそ大切である。体質改善を行い、少しずつ変わっていく必要があり、意識すべきポイントは、関係人口への働きかけをすることであり、奥多摩町固有の価値を認識し、魅力ある町にするとのお話でしたが、実際に住んで住民票がある年少人口と生産年齢人口が増えないとコミュニティが維持できないのではないのでしょうか。

最近、若者定住化対策がトーンダウンしてきているようなことが非常に心配です。2 月 26 日の議会全員協議会で定住化対策事業について説明をいただきましたが、直近の 5 年間と同様に、若者定住化対策に今後も力を入れていくのか、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7 番、澤本幹男議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスのワクチン接種の進め方と問題点についてですが、2 月 26 日に開催いただきました議会全員協議会での説明と答弁が重複する部分もございますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

まず、接種の進め方についてですが、65 歳以上の高齢者の接種では、ワクチンの必要量を把握し、体制の確保を図るため、事前に往復はがきにより対象の住民に接種希望の有無、自治会名、送迎希望の有無などの調査を行い、その後、ワクチンの供給予定の状況で接種券（クーポン券）、接種日時と会場の通知書、1 回目の接種時に提出いただく予診票、国と町の接種に関するチラシ等を対象者に送付いたします。それと合わせて、接種の予約

変更や接種に関する疑問点などの問い合わせに対応するコールセンターを開設してまいります。

国の発表では、4月12日から高齢者の接種を始めるとしていることから、高齢者から接種を開始し、高齢者の接種が終了した後、基礎疾患等のある方、16歳から64歳の方の接種を実施できるように進めてまいりたいと予定しております。

なお、おととい9日に都からワクチンの市町村への配布時期が公表され、町には4月26日の週に約1,000回分が配布予定とされましたが、それ以降の配布予定は示されていないことから、配布されるワクチンの接種について早急に医師会と協議をいたします。今後も国を通じて都から配布されるワクチンの分配数により接種を進めてまいります。

次に、接種の方法ですが、町では集団接種として、福社会館と文化会館、学校の体育館での接種を考えております。まず、福社会館と文化会館とする理由は、トイレ、水道施設や当日の気温の寒暖を考慮した上で空調設備が完備されていること、町の中心的位置に所在していること、そして、副反応や体調不良の方が出た場合の対応を考えたことによるもので、接種人数や状況に応じ、また、密を避けるために学校の体育館で接種することも考えております。

接種にあたり、会場を限定することから、会場まで遠くなる住民の方には町有バスなどでの送迎で対応すること、更にはその送迎も考慮し、地域、自治会単位で時間を区切って密にならないように会場を設定して、より多くの方が短時間で接種できるようにいたします。

なお、現段階では1日1会場で7時間、医師2名体制で250人前後の方の接種を想定しており、医療従事者の負担やワクチン移送などを考えた上で効率的な対応を図ってまいります。

また、医療機関などで行う個別接種につきましては、集団接種の状況を見て検討してまいります。

次に、接種にあたっての問題点といたしましては、様々な問題が挙げられますが、主なものといたしましては、ワクチンの供給が不確実であることから、実施体制としても多くの医療従事者や町職員等のマンパワーが必要となり、町医師会、医療機関との連携が通常診療もあることから調整が必要となっております。

更には、集団接種会場での住民をはじめ、医療従事者、町職員等の感染対策や長期間による会場の確保や設営の課題が挙げられております。

また、ワクチンを使用する場合は、保管時間などの制限があるため、保管や移送計画な

どについて慎重さが求められること、接種キャンセルや体調不良で接種できなくなった方が多く出た場合などに無駄なくワクチンを使う体制づくりも考えられ、そして、高齢者や障害のある方、在宅療養者等の接種希望者への対応も課題となっております。

最後に、一番の問題といたしましては、今回の3つのワクチンの取り扱いにあり、現在、分配が予定されているワクチンは、同じ種類のワクチンを2回接種することが原則であります。市区町村に分配されるワクチンの種類、必要量のワクチンが予定日までに供給されるかどうかは今のところははっきりしておりません。また、接種が任意であることから、接種の有無で差別や誹謗中傷などの人権侵害も懸念されることから、PRの仕方にも細かな注意が求められております。

更に現場におきましても具体的な検討が進むに従い、ワクチンに関する情報が常に更新されていることや厚生労働省や東京都からの通知や情報にも時差があり、また、市区町村間でも、その市区町村間に合った取り組みや、そして、先行するマスコミ報道にもより接種情報に大変困惑をしております。

今後は、厚生労働省、東京都からの通知等や関係機関からの情報をよく確認、共有し、当町に合った接種実施体制を確立し、接種を希望する住民がより効果的、より安全にワクチン接種ができるように対応してまいります。

次に、今後の若者定住化対策についてですが、昨年12月に奥多摩町の総人口がはじめて5,000人を割りました。当町は、過疎化による少子高齢化が進行し、高齢化率は50%を超え、2人に1人は65歳以上という状況です。また、出生数は、年間20人を下回るなど危機的な状況が続いております。

人口が減少し、少子高齢化が進行することで、様々な不安や新たな課題が発生することとなり、議員からは、最近、若者定住化対策がトーンダウンしてきているようであり、非常に心配であるとのこと発言がございましたが、現在のコロナ禍におきましては、見えにくい部分もあろうかと思われませんが、町といたしましては、これまでと同様に、若者定住化対策の推進に必要な対策を講じております。

現在、町では、少子高齢化による不安や新たな課題を解消するために、第5期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトに基づき、各種事業を推進しているところでございます。この奥多摩創造プロジェクトは、2つの柱、少子化対策の推進と定住化対策の推進で構成されております。少子化対策の推進の主な事業は、町独自の15項目の子ども・子育て支援推進事業などで、定住化対策の推進の主な事業は、町営若者住宅や分譲地等の整備、空家バンクの推進や空家を活用する各種空家対策事業などです。

この計画は、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、住みたい、住み続けたいを実現し、子どもからお年寄りまで誰もが健康で幸せに暮らせることを目指すものです。

この計画の目標は、第5期長期総合計画終了年度に人口4,300人を達成することであり、人口減少により地域活力の低下や伝統文化の継承が困難、高齢者を支える人材の枯渇、空家の増加による防犯・防災力の低下、保育園や小・中学校の存続危機などを防ぐこととなります。

このような対策として2月26日に開催いただきました議会全員協議会でご説明をいたしました各種事業を推進するもので、引き続き町営若者住宅の建設、子育て応援住宅の建設、分譲地等の整備、空家を活用した各種定住対策事業など、長期総合計画の前期期間と同様に、若者の定住化対策事業を積極的に推進し、確実に若い方の移住・定住人口を増加させ、地域活力の向上や保育園、小・中学校の存続に繋げていきたいと考えております。

また、今まで実施してきた若者定住化対策事業については効果があることが証明されており、令和3年1月1日現在、定住化対策事業により定住した人口は、4,991人のうち563人で11.3%を占めております。年少人口は、347人のうち181人となり、52.2%を占めております。

このように町営若者住宅事業等の若者定住化対策事業を推進していなければ、保育園や小・中学校の存続が危ぶまれ、高齢化率も高くなることが証明されております。また、町を取り巻く行財政環境は、今後更に厳しくなっていくものと見込まれます。

町といたしましては、将来を見据えた持続可能な行政サービスを提供していかなければなりません。教育と福祉との連携を深めながら、直近の5年間と同様に、引き続き若者の定住化対策を重点事業として推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 再質問はございません。新型コロナワクチン接種もはじめてのことで、町も本当に大変だと思います。早期に収束に向かうように、感染対策の決め手として早期のワクチンに多くの住民が接種していただいて、早く落ち着くように頑張りたいと思います。町の職員も大変だと思いますけど、よろしく願います。

2点目の今後の若者定住化対策について、5年間と同様に力を入れるという言葉いただきました。コロナの大変さに埋もれがちなんですけど、引き続き、非常に町にとって大切なことなんで、是非ともお願いをしたいと思います。

3月1日の人口が4,962と、悪い言葉で言うと着実に減っているわけですので、

町の非常に重要な創造プロジェクトを必ず実行していただきまして、少しでも計画以上に人口が減らない状況で進めていただければありがたいと思います。よろしく願います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ちょっと1点補足をさせてください。先日の議会全員協議会で、小峰議員がちょっとおっしゃっておいりました。要するに、若者住宅に住んでいる人たちが、やはり次の住宅を見つけて住んでいただかないとというふうなことをおっしゃっていましたが、まさしくこれが町の最終目標でありまして、氷川地区においても、古里地区においても何軒かそういう方が今実際に出ていらっしゃいます。そのときのアンケートにも、これからそういう土地なり家屋を見つけて住みたいというパーセンテージが非常に高かったんですね。これは非常にうれしいことでありまして、ただ、そのアンケートの結果を私たちが実際それを結びつけていかなきゃいけない。これを努力目標に考えていきたいと思っています。

それともう一つ、担当課が地域住民、自治会と色々な形で会合を持ったりしています。その席でもいろんなご意見、ご提案をいただいていますけれども、担当課だけでなく、やっぱり横断的に各課がみんなで協力し合ってやっていけませんと、なかなか解決できない問題もいっぱいありますので、そのあたりも担当課が各課に、こういうご意見を自治会の皆さんの会合からいただいたけど、どうだろうかというふうな形で今、進めているところでございますので、そのあたりも合わせてしっかりとやっていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（原島 幸次君） ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、11番、高橋邦男議員。

〔11番 高橋 邦男君 登壇〕

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

今回は、2件質問させていただきます。

1件目ですけれども、ごみ減量、特に可燃ごみについてであります。

町の焼却施設の老朽化に伴い、新たな施設の建設も困難であることから、町は、平成23年、あきる野市、日の出町、檜原村、3市町村と地元住民皆さんの協力、理解を得て、西秋川衛生組合に加入することができました。そして、平成26年の1月より本格的にご

みの搬入が開始され、私たちのごみの排出が便利になるとともに、ごみの排出マナーも向上していると思っています。また、有料ごみ袋の導入により、ごみの排出料金の公平さも確保されています。

さて、ごみ排出量であります。下の表は、過去5年間の組合全体と奥多摩町の1人1日の可燃ごみ排出量を比較したものであります。単位のほうはグラムです。ちょっと表のほうをご覧ください。過去5年間の排出量を見ますと、奥多摩町が組合全体よりも約76グラムぐらいですか、約12%ほど多いということが分かると思います。それから、組合全体の可燃ごみ排出量は減少しているとは言えません。

町は、自然環境保護の観点からも、組合への負担金の軽減の面からも、この負担金というのは、人口とともに、やはり排出量というのが大きなウエイトを占めていると思っています。住民皆さんの協力を得て、ごみ減量への取り組みの強化を図るべきであると思っています。

町では、毎年ふれあいまつりの会場で、町廃棄物減量等推進員の皆さんが生ごみ減量作戦を実施して協力をお願いしています。また、生ごみ減量のために、町が生ごみ処理器などの購入に対し、助成をしています。そこで、その取り組みを更に拡大して町を挙げて、可燃ごみ10%減量作戦なるものを展開してはいかがでしょうか。

展開例をそこに書いてありますが、例えば町を挙げてごみゼロの日に近い6月の1か月間に期間を限定して、可燃ごみ10%減量月間というのを設けたらいかがでしょうか。

そこで、具体的な減量の工夫を示したチラシの配布、具体的には、生ごみの水切り、随分水切りによって排出の重さが違うと思っています。食品ロスを減らすとか、或いは家庭用生ごみ処理器の奨励をもっと推し進める、そして、トレーや包装紙などは資源ごみのほうへ出すようにするとかということでもあります。

2つ目は、目標値を示すということが大切だと思います。そこに例がありますけども、平成元年6月655グラムということなので、目標値を590グラムにするとか、実はこれ、提出した後気付いたんですけど、一々重さを測って出す人もあまりいないと思いますので、この目標はあまりよくないかなと思います。先ほどの10%減量という方が効果があるかなと思っています。

それから、3つ目としまして、防災無線での呼びかけ、これだけではやっぱりなかなか難しいかなと思いますので、できれば広報車とか、或いは駅とか交差点での呼びかけというのもどうなのかなというふうに思っています。

4つ目としましては、廃棄物減量等推進委員会や自治会への協力依頼、これは絶対必要

であると思っています。

それと最後に、結果、成果になると思いますけども、これを必ず報告すると。これこそが、やはり住民皆さんへの意欲の向上に繋がるかなと思います。やはり人間というのは、成果が出れば意欲は増すんじゃないかなと思っています。マイナスの成果が出ても、それはそれで報告すべきだというふうに思います。

そこで、次の質問にお答えください。可燃ごみ 10%減量月間の設定も含め、今後のごみ減量について、町の見解をお聞かせください。

2点目の質問であります。新型コロナウイルスが学校現場に及ぼした影響とその取り組みについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、地域社会をはじめ、学校現場や家庭をも直撃し、戸惑いと混乱をもたらしました。

昨年3月からの長期に亘る一斉休校やスポーツ・文化行事の中止や延期などのため、児童・生徒の学習意欲の低下や生活習慣の乱れ、心的不安、ストレスなど多くの問題を引き起したのではないのでしょうか。

学校現場においては、教育活動の見直しを迫られ、学習機会の確保や感染防止のための環境整備、児童・生徒の心のケア、感染への偏見や差別への指導などで試行錯誤の毎日であったことと思います。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目です。新型コロナウイルスの感染拡大が児童・生徒に及ぼした影響とその取り組みについてお聞かせください。

2つ目、新しい生活様式の中における学校教育の在り方について、どのように考えていますか。よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 11番、高橋邦男議員の一般質問にお答えいたします。

高橋議員からは2点のご質問をいただいておりますが、2点目の新型コロナウイルスが学校現場に及ぼした影響とその取り組みについては、教育委員会の所管事項となりますので、後ほど教育長から答弁をさせていただきます。

1つ目の質問、ごみ減量（特に可燃ごみ）についての一般質問にお答え申し上げます。

町におけるごみ処理は、昭和42年に近代的な焼却炉を海沢地区に整備し、集落が点在する地域特性から、ごみステーション方式の収集方法により収集を開始し、現在の収集処

理の基礎が形成されました。その後、安定的なごみ処理事業の継続、広域的な処理による処理効率の向上及び循環型社会の形成推進等を図るため、西秋川衛生組合に加入し、ごみの搬入・処理を行っています。

ごみ処理の基本的な方針につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、平成 24 年に奥多摩町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ処理及びし尿処理等の生活排水処理について計画を定めておりましたが、平成 30 年 3 月に西秋川衛生組合にリサイクル施設が整備されたことから、計画の改定を行い、計画期間を平成 30 年度から令和 14 年度までの 15 年間といたしました。

この一般廃棄物処理基本計画では、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民、事業者、行政の三者の協働による 3 R の推進による環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を基本理念とし、計画の基本方針として 3 R の推進、ごみの適正処理、水切りの徹底と食品ロス・食品廃棄物の削減、廃棄物減量等推進員によるごみ分別の徹底と資源化への啓発、観光ごみ対策の 5 つの基本方針が定められております。

計画では、人口及び事業活動等の将来予測や、ごみ排出量の推計、ごみ処理量の予測結果に基づき、計画の進捗状況を評価し、実効性のある計画とするため、計画期間の中間目標年度となる令和 7 年度、また、最終計画目標年度の令和 14 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値を設定しております。

計画の基準年度であります平成 28 年度に対し、中間目標年度の令和 7 年度では、可燃ごみで 1 人 1 日当たり約 80 グラムの削減を目標として、平成 28 年度の可燃ごみ排出量の 695 グラムに対し、令和 7 年度には排出量 615 グラムを目標としています。また、最終計画目標年度の令和 14 年度では、1 人 1 日当たりの排出量を約 135 グラム削減し、可燃ごみ排出量 560 グラムを目標値と設定しておりますが、近年の可燃ごみの排出量の状況を見ますと、平成 29 年度は 689 グラムの計画排出量に対し、実績排出量が 694 グラムで、計画目標を 5 グラム上回り、平成 30 年度では 679 グラムの計画排出量に対し、実績排出量が 710 グラムで、計画目標を 31 グラム上回っており、直近の令和元年度では 669 グラムの計画排出量に対し、実績排出量が 709 グラムで、計画目標を 40 グラム上回るという結果となり、社会情勢や生活環境等の影響もございしますが、いずれも計画排出量を満たしていない状況となっております。

また、西秋川衛生組合の市町村別ごみ搬入量の資料では、町は観光立町を標榜し、年間 200 万人を超える多くの観光来遊者が訪れることで観光ごみが発生するという特性もありますが、データ上では、町の 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量の数値は、高橋議員が申さ

れますように、組合全体と町を比較しますと 12%ほど多いという状況であります。

こうした状況から、町ではごみ排出量の減量を普及啓発するため、ふれあいまつりの際には、町廃棄物減量等推進員の皆様のご協力をいただき、生ごみ減量作戦の印刷物を住民皆様に配布し、作戦への協力を呼びかけるとともに、生ごみ処理容器の購入補助金のご紹介をさせていただき、処理容器の購入を推進しております。

ごみの発生・排出を抑制し、適切なりサイクルを推進していくことが今日のごみ処理において最も重要なことであり、これを確実に実行していくことが清潔で快適な資源循環型社会システムの構築には必要不可欠でありますので、今回、高橋議員からご提案いただきました可燃ごみ 10%減量作戦等様々なご提案内容につきましては、今後の取り組みに大いに参考とさせていただき、広報おくたまや町ホームページ等でごみの発生量や処理・処分状況等、各種データ情報をお伝えするとともに、住民皆様にごみの排出削減目標を広く共有していただくため、新たな情報発信の在り方、或いは新たな広報・啓発の在り方について、今までとは違った新しいメディアを使って研究・検討し、一般廃棄物処理基本計画で定めておりますごみ排出量削減目標の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

○議長（原島 幸次君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 11 番、高橋邦男議員の 2 つ目の一般質問、新型コロナウイルスが学校現場に及ぼした影響とその取り組みについてにお答えをいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大が児童・生徒に及ぼした影響とその取り組みについてでございますが、令和 2 年はじめに新型コロナウイルスの感染が拡大する中、2 月の 27 日に政府から臨時休校要請が出されたことを受けまして、町でも全ての小・中学校を 3 月 2 日から臨時休校といたしました。その後、4 月 7 日の緊急事態宣言の発令や 5 月 31 日までの臨時休校延長の要請もございまして、登校再開は 6 月 1 日となりました。

この間、臨時休校による児童・生徒への影響を最小限にする、そのために様々な取り組みを行ってまいりました。中学校では、既に生徒 1 人に 1 台のタブレット端末を配布済みでありましたので、毎朝、生徒の様子を遠隔で教員のほうが直接確認したほか、タブレットにインストールをしました授業支援ソフトなどを用いまして自宅での学習活動を行ったところでございます。詩の朗読、テストや課題を送信して生徒が回答を返信をする、音楽を配信し、手拍子を行う、また、タブレット上で絵を描く、技術科では収納棚の設計図を

製作するなど、各教科での取り組みを行い、その過程で有効性や問題点も判明をしてまいりました。

有効であったことは、不登校傾向の生徒の場合でございますが、1対1の個人面談が難しい状況でしたが、オンラインでの面談が可能となったことなどございます。

一方、問題点としては、家庭での通信環境によっては1か月の通信容量を使い切り、速度が低下をしてしまうこと、また、遠隔授業の準備には時間やスキルが必要なこと、画面を通じたコミュニケーションでは、全体の雰囲気が伝わりにくい場合があることなどが挙げられました。

一方、小学校におきましては、当初、全児童分の端末が配備をされていなかったことや、低学年は遠隔授業をすることが困難であると判断をしたことから、毎週火曜日を登校日と定め、児童の状況把握をするとともに、前の週の課題提出と新たな課題提供をする日いたしました。

学習活動のほかにも、低学年を中心に日中の保育が困難な家庭を対象として、教室を開放した居場所づくり事業や給食の提供ができないことでお困りの家庭のため、給食センターで調理したお弁当を無償提供する昼食提供事業を実施をし、保護者や児童・生徒から好評をいただいたところでございます。

6月以降登校を再開いたしました。例年と比較し、教育課程の遅れが生じたので、夏休みを8月の2週間程度に短縮をいたしまして、7時間授業や土曜日授業を取り入れました。

また、入学式、卒業式をはじめ、運動会や体育祭、学芸会の縮小や修学旅行の延期、音楽祭、図工展などの中止、小学4年生の都心への移動教室を町内に行き先変更するなど、行事の大幅な見直しも余儀なくされました。

長期間の休校や行動の制限、行事の中止、感染者の発生などで児童・生徒にも大きなストレスが掛かったものと推察をいたしました。先生方の小規模校ならではのきめ細やかな対応、また、保護者のご協力などもございまして、現在のところ幸いにも大きな問題は発生しておりません。

次に、新しい生活様式の中における学校教育の在り方についてお答えをいたします。

第1に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注意を払いつつ、児童・生徒への負担ができるだけ軽減されるよう、国や都の指示、専門家の意見などを参考に対応してまいります。町では、1クラスや全校の児童・生徒数が少ないことから、音楽や調理実習などの授業、また、クラブ活動なども感染症対策を行いながら、十分間隔を保った形で実施ができており

ます。

今後、この感染症が収束した後も定期的な換気、手洗い、体調不良時に無理な登校をしないなどは継続可能な取り組みとして取り入れていくべきと考えております。

また、ICT機器を取り入れた遠隔教育につきましても、長期休暇中の宿題や状況の確認、不登校の児童・生徒への対応、インフルエンザなどの蔓延で学級閉鎖となったときなどに積極的に活用できるものと考えております。

今後も学校での感染症対策を継続しつつ、児童・生徒がよりよい教育を受けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○11番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。

ごみ処理のほうで、町のほう住民皆さんの協力を仰ぐために、これからいろいろ作戦を練っているということでもありますけども、自分のほうからは、やっぱり思い切った方策というんですか、自分が例に挙げた10%減量作戦、是非このぐらいのことをやってほしいなど。どうしても町の呼びかけを見ていますと、遠慮がちというか、お願いベースで、そこで留まっているようなところがあると思うんで、それだけだとなかなかうまくいかないんじゃないかなと個人的には思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を1つ。ごみのほうなんですけども、先ほどのデータ見ても、組合全体よりも奥多摩町が非常に排出量が多いということで、ほかの市町村ちょっと調べてみたんですよ。そうしたら、あきる野市が一番少ないですね。数字的には1日1人607グラム、次が日の出町664グラム、奥多摩町が702グラム、そして、一番多いのが檜原村で729グラム。これを見ますと、大きな町ほど少ないという結果が出ているんですね。これは多分、大きな事業所の事業ごみの関係がどうなのかなというふうには思っているんですけど、町のほうでこの辺どの程度把握しているのか、或いはこれをどう推測しているか、わかる範囲で結構ですので、お答えください。よろしくお願ひします。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 11番、高橋邦男議員の再質問にお答え申し上げます。

あきる野市や日の出町において可燃ごみの排出量の1人当たりの数値が少ないというお話がございました。それについてどう推察されているかというようなご質問ではないかというふうに考えております。

あきる野市や日の出町におきましても申請手続によりまして個人事業者や介護老人福祉・施設などから排出されます可燃ごみにつきましては、事業所用の専用袋で収集・運搬

を行いまして、西秋川衛生組合のほうに搬入しているということでございますが、大型スーパーや大型商業施設等につきましては、このような大規模事業所から排出される可燃ごみにつきましては、廃棄物処理法の規定で、自らの責任で適正に処理することということが決められておりますので、大規模事業者が事業を営む地域におきまして、市町村の長から許可を受けました民間の収集運搬業者、こちらに業務を委託して、処理先も民間の許可を受けました処分場のほうで処理をしているということから、そのような大きな大規模事業者の排出ごみというのは除外されているものというふうに考えております。

また、町の場合は先ほどのお話もございましたが、やはり観光ごみというところの影響がかなり大きいというふうに考えてございます。先ほどの議員さんのほうからもお話ありましたとおり、檜原村、また、奥多摩町、観光立町のこういった2町村が総量が大きくなっているというところは、そういったところがかなり大きく影響しているのではないかとこのように考えてございます。

今後は、家庭ごみの減量もそうなんですけど、そうした観光ごみの減量につきましても積極的な取り組みを行いまして減量を進めてまいりたいと考えてございます。また、先ほどご提案いただきました様々なものを大いに参考にさせていただきまして、今後、情報発信させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） よろしいですか。

○11番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で、終わりにします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、11番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますけど、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時00分から再開いたします。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

私は、1件ご質問させていただきます。地域包括ケアシステムの現状について。

平成12年の社会福祉法の改正に伴い、市区町村に地域保健福祉計画の策定が義務付けられました。奥多摩町では、平成14年に第1期の計画を策定し、現在、第4期地域保健福祉計画（以下、計画と言う）の最後の年度であります。この計画は、福祉分野における上位計画の位置に占めます。

第5期奥多摩町長期総合計画の健康福祉分野の基本理念でもある「みんなで支えるホットなまちづくり」を踏まえて、具体的に体系化し、計画の基本理念の「一人ひとりがみんなで作るまち 奥多摩」がうたうがごとく、地域福祉を網羅するための計画であり、地域包括ケアシステムの強化・拡大が明記されております。

地域包括ケアシステムは、ボランティア活動、サービス制度を合わせて継続的で切れ目のない支援を構築したシステムであります。計画の基本理念に基づき、高齢者のみならず、障がいのある人、子ども、低所得者の個別、専門的支援を図り、個々のサービスに繋げるというマネジメントの役割も兼ねるとの認識をしております。人口の半数が高齢者の奥多摩町には大変重要なことでもあります。

そこで、地域包括ケアシステムの現状について2点ご質問させていただきます。

1、第4期地域保健福祉計画が今年度で終了しますが、地域包括ケアシステムの現状はどのように機能していますか。下記の図に示された連携、総合調整、サービス開発を通し、困難な課題を抱えた個人、家族に対してどのような包括的なケアを提供してきたか、教えてください。

2、地域包括ケアシステムの連携、コーディネートの方に地域ケア会議がありますが、その概要と実態を教えてください。

以上2点であります。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問、地域包括ケアシステムの現状についてお答え申し上げます。

はじめに、第4期地域保健福祉計画が今年度で終了しますが、地域包括システムの現状はどのように機能していますか。連携、総合調整、サービス開発を通し、困難な課題を抱えた個人、家族に対してどのような包括的なケアを提供してきたか、教えてくださいについてですが、当町は、大きな自治体に比べ、町内のサービス事業者が少なく、マンパワーも少ないことから、サービスの開発に向けての動きはとても時間が掛かるところがござい

ます。また、困難なケースほど相談時に、誰にも言わないでほしいと秘密保持を強く求められることも多く、そのような中で、どのように当事者の承諾を取り、各関係者が連携してよりよい支援を行っていくかが課題となっておりますが、現状では多くの関係機関が集まったの会議が行われていないことが実情でございます。

しかしながら、個々のケースにおきましては、小さな町の特性を生かし、町職員間等で速やかに情報提供をして連動して動くこともでき、また、保健福祉センター内に障がい、高齢、母子、生活困窮の担当部署があることから、必要なケースにおきましては連携を取り、対応をしております。

例えば、介入の必要があっても入りにくいケースでは、障がい担当の保健師がそのケースの父母の介護認定調査を担当しながら介入のきっかけを作ったり、必要に応じて他部署での家庭訪問に同行し、支援関係の構築に努めるなど、介入、支援ができるよう努めております。

また、障害サービス事業所や介護保険事業所とも必要時には連携ができており、特定疾病等で介護保険サービスを使う年齢の若い方に対し、障がい者を対象としたサービスを体験利用することで、自立に向けて心の準備の第一歩となったケースもございます。

ただ、個人情報の取り扱いが難しいこともあり、個人情報の収集及び提供については、介護事業者、医療機関、行政、地域包括支援センターなど、機関によって取り扱いに関する法律が異なることもあり、過剰な反応により必要な情報が共有されず、適切な支援が行われなくなるような事態が発生するリスクも考えられます。

今後は、多種多様の対応が求められるケースも増え、町や各種事業所だけでなく、地域包括ケアの対応が求められることが考えられることから、よりよい支援をするため、幅広い社会資源にも協力をいただきながら支援をしていくことが重要だと考えております。

支援を受ける方や支援に協力される方にも地域包括ケアの必要性を周知し、社会との繋がりの中で安心して奥多摩町で生活ができるよう支援してまいります。

次に、地域包括ケアシステムの連携、コーディネートの方に地域ケア会議がありますが、その概要と実態を教えてくださいについてですが、地域ケア会議とは、介護保険法において規定された会議となり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、いわゆる地域包括ケアシステムの実現に向けた会議のことでございます。

地域ケア会議には、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能という5つの機能があり、地域ケア個別会議、自

自立支援サポート会議、地域ケア推進会議の3つに分類されるものでございます。

地域ケア個別会議は、日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターごとに行うもので、ケアマネジャーや介護サービス事業者、医療機関、地域からの相談や地域包括支援センターが直接に関わるケースを対象としたものです。

自立支援サポート会議は、主に要支援認定から要介護1・2の軽度者の高齢者を対象にしたものですが、要介護認定を受けておらず、フレイル状態にある人や心理的にうつ症状が強く、今後の支援が必要な人も含め、心身機能や生活機能の改善が見られないケース、軽度認知症で早急に適切な支援が必要なケース、数カ月から1年以上かけても次の一手が見えないケースを取り上げるものです。

地域ケア推進会議は、地域ケア個別会議、自立支援サポート会議で明らかになった機能ごとの問題点と課題を集約していくことで、町の地域包括ケアシステムの課題として位置づけ、どのようにそれを達成していけばよいのかを話し合うものでございます。

現在、町では保健福祉センター内の高齢福祉を担当する地域支援係と総合相談窓口である地域包括支援センターとが主催する形で、令和2年10月、12月にそれぞれ1ケースずつ、計2回の地域ケア個別会議を開催いたしました。その後は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、職員が分散勤務や在宅勤務を実施していること、そして、密を避けることなどから会議の開催は延期をしております。

この地域ケア個別会議は、町には限られた社会資源と専門職しかいないため、違う顔ぶれを集めた会議体を設置することが難しい状況であり、自立支援サポート会議を集約する形で実施していることが現状でございます。

今年度は、試運転的な運用で保健福祉センター内の職員のみで開催しておりますが、今後は、民生・児童委員や関係機関の他職種の方の参加を取り入れていきたいと考えております。

今年度2回行われた地域ケア個別会議で取り上げたケースの詳細は、個人情報上、申し上げられませんが、地域包括支援センターの専門職が関わり、多くの個別課題が集まった難しいケースを客観的な立場に立ったポジションで専門的意見を取りまとめ、一定の支援策を導き出すことができ、現状打開に一步前進したと思えるところですが、障がい分野、子ども分野、生活困窮者自立支援、地域福祉権利擁護、ボランティア等々への働きかけをしていくことなど、浸透させていくことが町の役割として求められ、課題となっております。

当町にも疾病を抱えながらも住み慣れた自宅などで生活・療養し、自分らしい生活を続

けたいと願う高齢者などやその家族は多くおられます。そのためにも地域における医療・介護などの関係各機関が連携して、包括的で継続的な在宅医療・介護の提供体制をとることが重要でございますので、定期的に地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁わかりました。ありがとうございます。

奥多摩町のいいところは、本当に速やかに連動して、その案件に取り組めることだと思っておりますが、複雑で多分野に渡る問題を抱えるご家族も多く見られることは事実です。縦割りの支援ではなく、家族単位の支援が求められているのではないかと考えております。

再質問させていただきますけれども、地域ケアシステムというのは各制度を横断するワンストップ相談窓口の役割も兼ねるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域包括ケアシステムは、町長のご答弁でありましたとおり、地域包括センター内におきまして総合窓口ということを抱えておりますので、全てそちらに相談していただきまして、中では先ほど答弁にもありましたとおり、個人情報等の取り扱いがありますので、それに注意しながらそれぞれの係のほうに相談を持ちかけるという状況でございます。

町長の答弁にもありましたとおり、コロナ禍等の関係で取り組めていない部分もございますが、今後、災害時の避難面のことにおきましても、また、コロナワクチンの接種に関しましても、この機能を十分生かして、高齢者のみならず、障がい、または生活困窮者の家庭に対する支援・協力等を行っていききたいと思います。そういったことをご理解願います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 相田議員よろしいですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） わかりました。

私は、障がいのある方の支援の現場にいたとき、そして、現在も自立支援協議会の委員でありますけれども、他の関係機関と連携して案件を進めているという実感が正直ありませんでした。ただ今ご答弁いただきましたように、関係機関との連携を確実にしていただけるということで、よかったと思っております。

これは質問ではありません。私の意見ですので、ご答弁は要りません。私は、令和2年

3月の議会のときに、障がいのある方の親亡き後の支援についてご質問をさせていただきましたが、残念ながら、今年に入り、また悲しい出来事が起きてしまいました。ご高齢の親御さん、そして、障がいのある子のご家族、私は、支援員としてこの障がいのある方を通じてそのご家族と関わりがありましたが、ご高齢になった親御さんがどのような高齢者のサービスを必要とし、また、ご家族にはどのような支援が必要なのかということを他の関係機関と共有することができておりませんでした。自責の念も込めですが、大変悔やまれて仕方ありません。他の関係機関と柔軟に関わること、そのことが家族を支えることにもなるのではないのでしょうか。その機能を果たしていくのが、この地域包括ケアシステムだと思っております。

8050問題は、国全体の課題でもありますが、奥多摩町は9060問題にまで緊迫しています。先日の師岡町長の施政方針の中にも、障がいのある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、医療・福祉などの連携や継続的な支援相談体制が重要となりますと述べられました。来年度から始まる第5期地域保健福祉計画の地域ケアシステムの構築が絵に描いた餅にならないように具現化し、実働していくことが急務であること、そのことを強調いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、1点、緊急避難路確保としての林道整備の推進を質問させていただきます。

平成29年6月町議会の一般質問で、林道の整備状況と今後の整備計画や方針について質問させていただきましたが、当時、名坂線林道開設工事や熊沢線林道整備の推進を図り、維持補修工事も計画的に実施してまいるとのご答弁をいただきました。

この後、一昨年台風19号における都道日原線の洗掘・崩壊により、日原地区の孤立と川乗谷の都営水道・取水口の崩壊による上水の断水などの災害が発生しました。日原地区は、日原街道が崩壊すると、どこにも逃げられない袋小路の状態となり、生活や健康維持、利便性の確保が大きく阻害され、人口流出の要因となります。生活道が1本ではなく、複数であれば、非常事態発生時に救援や生活維持のセーフティネットの確保ができ得ると考えます。

予算の財源確保や達成可能な範囲内で、現在の行き止まりの林道同士の接続により、より安心・安全なまちづくり、生活環境の維持保全が図れるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、以下お尋ねいたします。

1点目としまして、川乗林道と大丹波林道は、もう少しで接続可能で災害時の逃げ道として利用でき、また、農林業の有効活用が図れると考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

2点目としまして、同じく日原小川谷林道と秩父側林道も同様に接続可能ですが、町のお考えをお伺いいたします。

以上、2点についてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問にお答えいたします。

林道は、適切な森林整備や効率的な林業経営に寄与することを目的として整備される森林施設であり、間伐や枝打ち等の作業の効率化、広範囲に渡る森林の公益的機能の確保、将来の木材需要等にとって大変重要な役割を果たす森林施業を目的としたインフラ施設であります。

町では、奥多摩町森林整備基本計画に基づき、毎年、林道開設事業や林道改良事業を実施するとともに、林道機能の維持管理を行い、水源かん養機能をはじめとする多様な森林機能の維持保全に努めております。

1点目のご質問の川乗林道と大丹波林道は、もう少しで接続可能で、災害時の逃げ道として利用でき、また、農林業の有効活用が図れると考えますが、町の考えを伺いますということですが、川乗林道は、東京都産業労働局が昭和33年から昭和52年の間で開設した延長7,331メートルの林道で、町からの都県境間を含む林道整備の充実強化の要望により、起点から6,700メートル付近において平成2年度から平成16年度の間で分岐路線の日向沢林道延長3,280メートルが開設され、隣接する埼玉県の旧名栗村、現在の飯能市から秩父市に至る林道広河原逆川線に接続する計画でありました。しかし、平成16年2月に開催された東京都事業再評価委員会において、この林道事業が評価対象事業となり、各評価委員からは、計画延長の90%が完成し、利用区域内の森林整備や維持管理に特に支障を来さないこと、また、国立公園の特別地域であるため、自然環境への影響が大きいか、今後の開設経費や管理経費の増大が見込まれることなどの意見が寄せられたことから、東京都は、平成16年度事業の完了をもって事業の中止を決定し、埼玉県側の林

道との接続は行われませんでした。

こうした背景から現在、川乗谷流域の東京都管理の林道につきましては、延伸整備の計画が存在せず、議員からご提案いただきました大丹波林道との接続につきましては、現在のところ困難であると考えております。

また、林道の開設や延伸等の整備を行う際には、国や東京都の整備基準に基づき計画されることとなりますが、林道という性格から道路を構成する構造物の整備につきましては、必要最小限の範囲と規定されており、林道の谷側には路側構造物を築造いたしますが、山側斜面には基本的に構造物の整備ができないため、道路としての交通機能が脆弱で、災害に対するリスクが大きいことが林道の特徴であります。

このようなこともあり、令和元年東日本台風の際には、町が管理する林道 28 路線において大小様々な災害が発生し、現在も災害復旧事業に取り組んでいるところでございます。

こうした経緯から林道を接続し、災害時の迂回路機能を備えることは難しいと認識しております。

2 点目のご質問の日原小川谷林道と秩父側林道も同様に接続可能ですが、町の考えをお伺いしますであります。日原小川谷林道は、東京都水道局が水源かん養林の管理を目的として開設し、維持管理を行っている林道で、既に水道局による開設計画は完了しており、林道の延伸計画が存在しないことや落石等の発生により、令和元年東日本台風以前から通行止めの措置がなされている状況から、1 点目のご質問と同様に、秩父側の林道との接続による迂回路機能の確保は困難であると認識しております。

いずれにいたしましても引き続き、令和元年東日本台風による林道の災害復旧事業の早期完了を目指し、木材等林産物の生産や国土の保全等、森林環境の整備に努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 9 番、石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9 番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。ただいまご答弁のように、東京都の林道ということで、平成 16 年再評価が行われて、費用対効果というような点で中止になったということでございますけれども、でき得るならば、いろいろな状況変化がございまして、災害の面とか、奥多摩の係る特殊事情もございまして、是非どうか要望というか、交渉を進めていただきまして、現在、新型コロナウイルスの関係で、他の政策とか力を入れる時期ではございませんけれども、日原地区におかれましてはヘリポートの建設と同様に、日原街道 1 本しかないということで、災害発生時には孤立化してまいりますので、是非迂回路の建設とか、財源は非常に限られておりますので、今ある公共

の道路を利活用して、是非そういう面にも推進していただければと思います。

再質問はございません。私からはこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

それでは、一般質問させていただきます。

過日2月26日、担当課より説明をいただきましたが、一般質問、提出がその前だったので、ちょっと重複しちゃうということも十分わかっておりながら質問をさせていただきます。

政府も新型コロナウイルス感染症の収束に向け、地方自治体の負担が生じないよう国の費用負担でワクチン接種を急いでいる。公明党も新型コロナウイルスワクチン対策接種対策本部を国と都に設置し、各自治体の議員と日々連携を図りながら推進している。

そのような中、ワクチン接種の自治体向けの説明会がオンラインで3回実施されたと聞いている。ワクチン接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施することになっている。一日も早く感染症の収束を願う町民にとってワクチン接種への関心は高まっている。

広く町民に周知する意味でも、ワクチン接種の対応について以下、質問します。

（1）町民がワクチンの接種を受ける際に接種券が発送されることになった。

①その詳細と接種までの手続、流れについて聞く。

②広報周知を分かりやすく示していくことが大切であるが、その対応を聞く。

（2）新型コロナウイルスワクチンの接種担当部署は、通常の業務と感染症対策に加え、これまでに経験したことのない大変なワクチンの接種の業務が始まっている。

①ワクチン接種のタイムスケジュールと接種者の優先順位について聞く。

②万全を期す体制をどのように整えているか。また、医療機関との調整について聞く。

（3）高齢者と高齢者施設における接種体制について。

①高齢者への対応と施設入所者への接種の進め方の概要を聞く。

②高齢者施設従事者の接種順位を入所者と同時期にとの声がある。国の説明では、特例として、行政と施設等の体制が整えば、高齢者と同じタイミングで従事者も接種を行うことも差し支えないとしているが、接種可能な条件や環境、町の支援について聞く。

(4) 町民からの問い合わせに対応するための対策は。

①コールセンター等の設置など具体的な相談体制構築について聞く。

②ワクチンへの有効性・安全性や副反応への不安を持つ人もいるが、その対応について聞く。

③ワクチン接種は、製造会社によってその特性が異なり、それぞれワクチンに対して準備が必要であると聞いている。その準備と課題を聞く。

④集団接種の実施訓練が1月27日に川崎市で実施された。それを踏まえた町の集団接種の具体的なイメージや会場などの準備状況と課題を聞く。

以上です。お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10番、宮野亨議員の一般質問、感染症から命を守れ、ワクチン接種等の対応についてお答え申し上げます。7番、澤本幹男議員の一般質問の答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

はじめに、町民がワクチン接種を受ける際に接種券が発送されることになった、その詳細と接種までの手続、流れについて聞くでございますが、当町では集団接種を考えており、ワクチンの供給量や体制の確保のための把握調査として、事前に往復はがきを発送し、接種希望等の調査を行います。その後、接種券、接種日時や会場を記載した通知、予診票などを送付し、接種希望者が当日接種会場で予診票に基づき予診を行い、接種を受けていただきますが、町では、それに応じて接種に関する問い合わせ、予約の変更などに対応するコールセンターを開設してまいります。

広報周知を分かりやすく示していくことが大切であると考えているが、その対応を聞くについてですが、住民への情報提供等が不確定要素や先行するマスコミ報道等で多くなされると考えられることから、周知する内容やその時期が大変難しいものとなります。

しかしながら、当町におきましては、防災行政無線や自治会回覧などが早急に住民に伝わる広報媒体と考えることから、それらを中心に周知すると同時に、高齢者や障がいのある方などには福祉保健課、地域包括支援センターの職員や民生・児童委員などで対応することを考えております。

次に、ワクチン接種のタイムスケジュールと接種者の優先順位について聞くについてですが、医療従事者の接種は、既に国立病院等の医療従事者から先行して行っておりますが、65歳以上の高齢者の接種予定は、都から町へのワクチン配布が4月26日の週と公表され

たことから、それ以降に接種を実施することとなり、その後、基礎疾患を有する方等の接種、16歳から65歳未満の方と順次接種を予定しております。ワクチンの供給やその種類、医療従事者の手配、今後の感染者の状況によってスケジュールが変わることも考えられますが、国で示された年齢層などの順位を遵守し、実施してまいります。

万全を期す体制をどのように整えているか、また、医療機関との調整について聞くにつきましては、集団接種会場では、予診は2名の医師で行い、副反応等が出た場合の処置対応、救急搬送もあり得ますので、消防署との連携を図ってまいります。医療機関とは、町内医師会と協議し、接種体制や医療従事者の確保に努めておりますが、状況により西多摩医師会への協力をお願いすることも考えております。

次に、高齢者への対応と施設入所者への接種の進め方の概要を聞くについてですが、高齢者や障がいのある方、在宅医療者等への対応として、福祉保健課、地域包括支援センターなどで対象となる方をリストアップし、町職員などで全ての方へ接種を勧奨してまいります。任意接種であることや個人情報の取り扱いがあることから、注意をして進めてまいります。

施設入所者への進め方では、現在も施設と調整中であり、嘱託医や施設の考え方で決まっておりますが、施設からは、なるべく早く利用者への接種をお願いしたいとの話を伺っております。

高齢者施設従事者の接種順位を入所者と同時期で接種することについてですが、住所地でない従事者が接種することで、施設側に事務的な負担、混乱が生じることも考えられますので、施設側と慎重に調整をしてまいります。

次に、コールセンター等の設置など具体的な相談体制構築について聞くについてですが、コールセンターは業者委託となり、接種会場や予約方法、予約変更などの問い合わせ、接種前後の症状についての専門的な問い合わせ先の案内などの業務を行っていただきますが、直接、役場や保健福祉センターにも住民からの問い合わせがあることも十分に想定し、対応してまいります。

ワクチンの有効性・安全性や副反応への不安を持つ人もいるが、その対応について聞くについてですが、町におきましては、有効性・安全性や副反応などの疑問点に対応できる専門的な知識がございませんので、専門的な問合せ先の東京都新型コロナウイルスワクチン相談センターなどをご案内させていただいております。

ワクチン接種は、製造会社によってその特性が異なり、それぞれのワクチンに対しての準備が必要であると聞いている。その準備と課題を聞くについてですが、承認されており

ますファイザー社のワクチンにつきましては、国から市区町村へ配置される超低温冷凍庫を奥多摩病院に設置し、管理をいたしますが、移送や時間の制限が厳しく、解凍や接種前に生理食塩液で希釈し使用するなど、取り扱いが難しいワクチンとなります。現状では一番早く、また、多く供給されるため、ファイザー社のワクチンに対応した準備を進めているところでございます。

なお、ほかの2種類のワクチンにつきましては、いまだ薬事承認がなされていないことから、詳細な情報を得て考えていくこととなります。

最後に、集団接種の具体的なイメージや会場などの準備状況と課題を聞くについてですが、集団接種は、福社会館と文化会館、学校の体育館での接種を考えており、町有バスなどの送迎で対応することも考えております。

接種の流れですが、予診は2名の医師が行い、副反応等に関する説明及び同意を得ることになっております。接種は、医師、または看護師が行い、接種後は、接種済証の交付、経過観察は、保健師、または看護師が行い、特に過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方などは、30分程度の状態観察をする必要があり、また、接種された方が15分から30分間、経過観察会場にいていただけるか、時間を守っていただけるか、蜜になることがないかなど、混乱も予想されますので、その検討もしているところでございます。

更に、集団接種会場では、高齢者、認知症の方などの場合、予診などに時間がかかることも想定されますので、医療従事者側が移動して予診、接種をすることも検討しております。また、ワクチンの保管、移送が厳密に規定されているため、慎重に行わなければならないと認識をしております。

いずれにいたしましても接種を希望する方がスムーズに安全に接種できる体制を検討し、新型コロナウイルス感染症の不安が解消されるよう努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（宮野 亨君） 再質問というか、これからワクチンがいよいよ始まるということで、医師や看護師は疲れてませんか。待ちくたびれてというか、随分長いこと携わって1年も過ぎているわけなんで、そここのところで質問というか、医師、看護師は今、元気ですかね。お伺いします。課長の感じたままでも結構でございます。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 10番、宮野亨議員の再質問にお答えさせていただきます。

先日、病院の医師と診療所の医師とこのことにつきまして確認等を行いました。先生にお願いするのと同時に、看護師さんにもお願いするというので、いろいろお話をしたところでございます。

コロナ感染症につきましては、町内におきましては、今まで 18 名ということで、町内に入院とかされていることがないということで、看護師等の疲弊につきましては、特にそういうお話はおっしゃってはいられなかったんですが、これからいつワクチン接種を行うかということ等がやはり不安な部分があるということでございます。

特に、ワクチンの取り扱いで、希釈をするとか、注射器に注入するとか、そういった部分が先生もよくわからない部分があるということで、また、筋肉注射も看護師さんにやっていただくということでお願いしたところでございますが、その辺も今後、いろいろ勉強しながらやっていきたいというお話をされていまして。それとあと、ほかの市町村で行われているシミュレーションもできればやりたいということで、昨日お話をしたところでございます。

看護師さん等の疲弊状況につきましてはちょっとお話に出なかったんですが、以上のようなお話をしたということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 本当に心配だなと私も思っています。今朝の厚労省から発信された記事によりますと、へき地の看護師派遣、規制緩和、ワクチン接種で活用可能となっていたんですけど、果たしてこれが実際に機能するのかどうかというのは全く未知数でありますので、ただ、情報としてこういうことを得た以上、いろんなところから情報をもらって、できるだけ今、議員がご心配されたようなことも少しでも緩和できるような状況になればありがたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 宮野議員、よろしいですか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） 再々質問じゃなくてエールになっちゃいますけど、このワクチン、時間がかかり掛かります。それで、10 年前は 3.11 東日本大震災もありました。とにかくこういういつ何があるかわからない、それにワクチンの接種という、今までの業務にはない。最近、ウイルスと人類との戦いということを踏まえて、かなりハードですが、皆さん頑張っていたきたい。奥多摩町、横の連携もひっくるめてだけど、奥多摩町がチーム一つになって、一丸となって、この戦いに挑んでいただくということで、是非よろし

くお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私から指定管理者について1点お伺いします。

指定管理者制度が導入されてから大分年数が経ちました。奥多摩町においても、町ホームページに掲載されている東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村、奥多摩都民の森（体験の森）は、東京都から奥多摩町が指定管理者として指定を受け、東京都の施設の管理運営を東京都に代わって行っております。また、奥多摩町においても指定管理者を指定し、町の福社会館、文化会館、古里・氷川図書館、観光施設など、管理運営にあたっていただいております。

奥多摩町文化会館の施設及び管理運営に関する条例や奥多摩町営観光施設の設置及び管理運営に関する条例等の中で、指定管理者による管理について定めております。

今回の一般質問にあたり、公共施設の管理運営に係る費用について概観しました。例えば福社会館、文化会館、図書館の指定管理業務には人件費等の費用が町から支払われており、事務の委託のように見えます。一方、観光施設では、町からの支払いはなく、逆に指定管理者が運営活動で得た利益の中から施設の使用料を町に払っており、実態は賃貸借のようにも見えます。

町が指定管理者として管理する東京都の2つの施設も、費用は主に東京都から支払われ、管理委託料と利用者の利用料金を合計で賄われております。

町の一般会計、2つの特別会計で出納するこれらの指定管理に係る公共施設だけ見ても公金による事業の委託のように見える施設と賃貸借による営業活動に見える施設の二面性が見えてきます。そして、町施設でも指定管理者を導入しないで管理運営を行っている施設もあります。青目立不動尊休み処、やすら樹の宿ねねんぼうの指定管理者は、桜ホテルズが運営してまいりましたが、先日、議案審議の中で、本業のホテルの経営がこのコロナ禍で不振であることから、指定管理者を降りられたとの報告がありました。日原のねねんぼうの施設は、桜ホテルズが指定管理者になる直前にリニューアルし、その費用は3,000万掛かったと記憶しています。大分大きい金額ですんで、注視していたんですけど、ここで桜ホテルズがやめられるということで非常に残念に思っています。

町の施設の管理運営を指定管理者制度のもとで外部にお願いする際、どのような考えの

もとに対象施設に区分し、町からの公金負担の有無を決め、公費負担の額を決定するのかわかります。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問、指定管理者制度についてお答えいたします。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正（改正法）に伴い導入されました。この制度は、住民の福祉を増進することを目的に、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するために平成 15 年 9 月に設けられました。これにより改正前の地方自治法（旧法）に基づき管理委託をしていた公の施設については、改正法の施行後の 3 年以内に指定管理者制度に移行するか、直営とするかを判断し、移行の場合は、条例の改正と議会の議決を経て指定管理者を指定することとされました。

町では、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しましたが、その前段として、指定管理者制度導入基本方針を策定するとともに、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、同条例施行規則並びに指定管理者選定委員会設置要綱等を定め、選定委員会等において協議を重ね、住民サービスの向上等が見込まれる施設については、指定管理者制度への移行を図ることといたしました。

当時、町における公の施設は全部で 66 施設あり、そのうち直営が 14 施設、旧法による管理委託が 52 施設あり、これらのうち 19 施設を指定管理者制度による施設として移行し、残りの 47 施設は直営としました。なお、直営とするものには、個々の具体的業務を委託する形式を含んでおります。

議員からは施設の管理運営についてどのような考えのもとに対象施設を区分するのか、また、公費負担の有無や額をどのように決めているのかというご質問をいただきました。

平成 22 年 12 月 28 日付の総務省自治行政局長名で発出された指定管理制度の運用についての中で、指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度になっていることとされておりますので、対象施設ごとに協議、検討を行うこととなります。

そのような中で現在、指定管理者制度を導入している公の施設を見てもみると、施設全

体の管理運営をお願いしている形態があります。この場合の施設全体とは、当該業務のみならず、施設の日常的な維持管理や光熱水費の支払い、設備の保守点検等を包含し、指定管理者が施設の管理権限を有する状態をいい、施設の使用許可を行うことができます。また、指定管理者は利用料金を自らの収入とすることができます。法的性格では、行政処分的一种である管理代行指定により施設の管理権限を指定管理者に委任するものとされています。

一方で、現在も併用されている業務委託制度では、施設の管理権限は設置者たる地方公共団体にあり、受託者による使用許可はできず、利用料金を自ら収入とすることも不可とされ、法的性格には司法上の契約関係である行政契約で、契約に基づく個別の事務または業務の執行を委託するものとされており。

議員から事例を挙げていただきました福社会館、文化会館、図書館は指定管理施設であります。予算に計上してありますとおり、管理委託料を支払っております。当該施設については、観光施設のように収益たり得る利用料金により運営できる施設ではないことから、町予算から管理運営に必要な経費を支出して管理運営をしていただいております。

山のふるさと村及び都民の森は、東京都が定める指針等に基づき、指定管理施設として町が受託しており、山のふるさと村につきましては1億3,000万円余り、都民の森につきましては7,000万円余りの管理運営委託金を東京都から支出していただくとともに、両施設は宿泊等使用料の料金を当該特別会計の収入としながら管理運営を行っております。

町の公の施設におきましては、これら管理運営に関する必要な事項につきまして、基本方針等をもとに、町と指定管理者との間で締結する協定書の中で定めることとしており、同時に、先にご説明いたしました指定管理者選定委員会や行政財産使用料審査会での協議、審査及び関係部署との調整等を踏まえ、使用料の設定や利用料金の取り扱い並びに管理運営に関する費用等を定め、必要な手続を進めていくこととしております。

現在、町におきましては、19の指定管理施設が稼働しておりますが、各々の施設が持つ特性や住民並びに観光客等の利用形態等に応じて管理運営方法を定め、議会の議決を経た上で、指定管理者制度を導入しております。

町といたしましては、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 木村議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

鳩ノ巣駅前の地域活動支援施設に指定管理者制度を適用する検討はしたんでしょうか。設置条例で定めた理由についてお伺いします。

また、奥多摩町営観光施設の施設及び管理運営に関する条例第7条では、第1項利用者は、観光施設を利用するときに利用料を納入しなければならない。第2項利用料は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。第3項指定管理者は、特に必要であると認めるときは、前項の利用料を減額または免除することができると記載されています。この第2項のあらかじめ町長の承認を得て定めるとあるのは、どのような手続がとられているのか。例えば金額が大きいはとのす荘の場合を例に挙げて説明をお願いいたします。また、第3項では指定管理者は利用料を減額または免除することができると記載されています。指定管理者に公金を減額・減免できるという権限を与えることについて問題はないのでしょうか。そして、指定管理者が減額または免除したときに損害が発生しますが、その損害の扱いはどうするのか。町はどのように把握しているのか。町直営なら町に損害が発生するが、指定管理者は、この損害をどう処理しているのか。以上の点についてお伺いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 5番、木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

福祉保健課のほうで所管します障害者地域活動支援センターにつきましては、地域活動支援センター、NPO法人のタンポポの会に事業委託しております。こちらにつきましては、障がい者の総合支援事業等で町の委託している部分もある事業も行っていたいておりますので、また、収益を伴わないということで、こちらのほうは引き続き委託という形で考えております。

なお、去年の4月から開始をいたしまして、委託料等もいろいろ考えながら進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、木村圭議員さんからの再質問にご答弁申し上げます。

観光施設の関係の条例ということで、第7条関係ということでございます。この中で3つの項のお話をいただいて、まず最初に、2項ですか。利用料の料金の部分ということで、はとのす荘の例を挙げて説明をということでございます。基本的にこの辺につきましては、指定管理を進める上で、役場の組織の中でいきますと、手続的には先ほど申し上げた指定管理者の選定委員会という部分もございまして、それから、行政財産使用料審査会というところがあって、これは条例も載っているところでございますので、所定の算式に基づい

て算出しているという状況であります。例えばはとのす荘の場合ですと、町の中にも先ほど言ったねんぼうという部分もありましたけども、そのほかにもキャンプ場があったりとか、釣場があったりとか、福祉施設があったりという中で、利用効率という部分を定めておきまして、例えばはとのす荘なんかですと、観光施設で収益も大きいということで、その辺の利用効率を高めに見て様々な料金とかを算出したりとかいうところもあります。本当に施設ごとに、一件一件、お客さんからいただく部分とかも含めて、その施設だけではなくて、それまでの状況のことであるとか、ほかの施設との比較をしながら検討して決定していくというような状況になっております。まず2項については以上でございます。

それから、3項の部分です。減額・免除の部分というご質問内容だったかと思えます。公金を減額して問題ないかというところですね。済みません、ちょっと確認なんですけど、減額の部分というのは、お客さんが払った部分の減額という意味ですかね。施設側の収入が減るという意味でよろしいですか。はい。この辺については、実際、例えば「もえぎの湯」も指定管理施設ではあるんですけども、そこについては例えば減額とか、目に見える形というのか何ていうのか、町民の皆さんにも割引証を出したりとかという部分もあったり、そういう部分も含めて、条例の中で決めておるということで、条例は議会でも議決いただいている部分でありますので、それ自体は問題はないものというふうに認識をしているところでございます。

それから、損害の発生の場合の扱いというんですか、条例の中で全部読み取りができないという部分もあるかと思えます。損害の関係とか、あと管理者がどう関与してくるかという部分については、これも内容等によって、指定管理者、また町のほうと、また法的な部分も絡んでくると思えますので、その都度の対応ということで、そのような発生した場合には対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

指定管理者制度の部分というのが、ご質問の中にもあったように、業務委託とどういうふうに違って行くのかという部分がございます。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、その管理者の権限というのが基本的には指定管理者のほうに委ねられているという部分が通常の業務委託と大きく違うところですので、何かあった場合は、その管理者のほうにも責任があるというところもあります。ただし、制度発足後に埼玉県のほうで、確か市民プールか何かで死亡事故が発生したことがありまして、あの場合は指定管理ではあったんですけども、最終的には市のほうに責任があるというような、確か裁判事例があったと思えます。そのようなこともありますので、町、それから指定管理者との間には管理協定というものが結ばれておきまして、その中でも損害賠償といえますか、責任の部分

についても定めてきてございますので、それをベースに、ただ、それも通常のひな形のもので、個々のケースについては、どういう責任があるのかというのはその都度に協議、検討していかなければならないという問題にはなっていますが、現状としてはそういうような対応を図っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 木村議員、よろしいですか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） やはりこの施設というのは町の財産でありますので、またそういう支払いを町のほうを受けてという形になると、そういうものは確実に入ってこないといけないと思いますし、こういう疑問があまり起きないように、書類等を整理していただいて、ある程度そういうのがある場合には、それを議会なり諮るとか、そういう必要性があると思いますので、是非その辺含めて整備をお願いしたいと思います、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後1時10分から再開いたします。

午後0時10分休憩

午後1時08分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 小山でございます。

私からの質問は、奥多摩町の観光と「鬼滅の刃」について質問させていただきます。

漫画「鬼滅の刃」が2016年、アニメが2019年4月から始まり、大人気となりました。主人公は、竈門炭治郎（かまどたんじろう）15歳、時は大正時代、奥多摩の雲取山付近で生まれ、父、竈門炭十郎（かまどたんじゅうろう）は、家族で炭焼きをしながら暮らしておりました。日原地区や峰谷地区が考えられます。日原には「たんじろう」「たんざぶろう」という由緒ある名前がありました。また、現在でも稼働している炭焼き窯、亀甲窯が日原にはあります。雲取山をはじめ、小雲取山、鷹ノ巣山、大岳山、白岩山—これは埼

玉県になるんですけども、長沢山、白石山——これは天祖山になります。などが深く関わりがあるとされております。

現在、「鬼滅の刃」の熱狂的なファンは、雲取山へ巡礼登山を行っていると同っております。また、人気スポットとして奥多摩周遊道路の月夜見駐車場があります。これは登山に行けない人がその駐車場まで行きまして、鷹ノ巣山、七ツ石山、雲取山のほうを眺めて満足しているそうです。

現在は、新型コロナ禍で奥多摩町の観光事業も大変低迷しております。コロナワクチンの接種が始まろうとしておりますが、自粛解除、或いはコロナ収束後、「鬼滅の刃」の人気を利用した奥多摩の山、登山道、ウォーキングコース等、観光の誘致ができないのか、質問します。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、奥多摩町の観光と「鬼滅の刃」についてにお答え申し上げます。

「鬼滅の刃」は、2016年2月から2020年5月まで、「週刊少年ジャンプ」で連載され、2019年4月から9月にかけてテレビアニメが放送されたことで人気に火がつき、コミックス累計1億5,000万部を突破する人気作となっております。さらに昨年10月に公開された「劇場版鬼滅の刃 無限列車編」の興行収入が歴代最高額を記録するなど、社会現象を巻き起こしております。

主人公である竈門炭治郎とその妹、禰豆子（ねずこ）の出身地が東京府奥多摩郡の雲取山とされており、また、炭治郎とともに鬼殺隊（きさつたい）の同期として活躍する嘴平伊之助（はしびらいのすけ）の出身地も東京府奥多摩郡の大岳山とされていることから、議員のご質問にもございましたように、ファンの間では人気スポットとして注目されているようであります。

ご質問の自粛解除、或いはコロナ収束後、鬼滅の刃人気を利用した奥多摩の山、登山道、ウォーキングコース等、観光客の誘致ができないかについてであります。令和2年第1回定例会において、2番、森田紀子議員から、奥多摩町の観光資源の活用についての中で、「鬼滅の刃」関連で同様のご質問をいただき、当時、河村町長からは、行政だけではなく、民間企業や商店街等、地域全体で取り組むことが必要であり、また、流行期間だけの一過性の現象とならないよう注意が必要であるとお答えをさせていただいたところであります。

人気アニメに関連付けて観光資源を活用することについては、著作権者の許諾や高額な

著作権使用料等の問題もあることから、「鬼滅の刃」を利用した観光客の誘致を町や観光協会が直接実施することは難しいものと考えております。また、「鬼滅の刃」に登場するキャラクターの羽織の模様である市松模様や麻の葉模様などの柄を活用することについても、版元の集英社が商標を出願中であるため、「鬼滅の刃」を連想させるような取り組みは注意が必要と考えております。

「鬼滅の刃」人気を利用して観光客を誘致することも一つの施策と考えられますが、著作権の問題などクリアしなければならないことも多く、また、人気に便乗した一過性の現象とならないよう十分な注意が必要であります。

いずれにいたしましても、より多くの方にお越しいただけるよう、町の魅力ある観光資源のPRに努め、観光協会、JRなどの関係機関と連携を図り、観光客誘致の取り組みを進めてまいります。

私も町民皆様から小山議員と同じような質問、要望なり施策を幾つかここで聞きました。あるとき、サンダル履きで短パン姿の若い人が登山道へ上がっているところ町民の方がお見受けして、「どこへ行くの」と言ったら「雲取山これから行ってくるよ」という答えだったそうです。そういうことも含めて、いろんな町としての対応策も、観光面もそうですし、防災面もそうですし、いろんな角度から考えた上で、この「鬼滅の刃」がどういう形で奥多摩の観光や誘致に資するかをもう一回考えてみたいというふうに思っています。

今、地域おこし協力隊のメンバーがユズを集荷して、それをバターにしたり、いろんな活動をしてくださっています。禰豆子が金平糖が好きだということで、その辺のユズを使った金平糖なんかどうよというふうなことも語りかけたこともありますけれども、例えばそういうことを一例として、先ほどから申し上げている著作権とかそういうことに関連しない範囲でどういうことができるか、これからも研究・検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 答弁ありがとうございました。今、町長から言われた市松模様、実は、わさびーに着させて、奥多摩駅とか役場の前へ一対で置いていただければかなりいいのかなと、その質問をしようと思ったんですけど、なかなか難しい。これは著作権だとかそういうものがあるからしょうがないでしょう。でも、何かできないか。是非その辺をよく考えて、質問ではありません。是非奥多摩の事業者、本当に低迷しております。人が来てこそ奥多摩の観光ですから、是非そういうのを考えていただきまして、私からの質問というか、要望にもなりますけど、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

では、施政方針についてご質問したいと思います。

令和元年10月に発生した台風被害の復旧に加えて、新型コロナウイルス感染症の発症により1年が経過しました。この間、町長をはじめとする職員の皆さんには、通常業務に加え、精力的に業務を遂行し、特に新型コロナウイルス感染症対策では、様々な対策により少数の感染者数に抑え込んでいること等に感謝いたします。

先日、令和3年度の予算概要が公表され、町長の施政方針が発表されました。予算規模は、一般会計では昨年度をプラス2.1%となる69億3,000万円、全8会計ではプラス1.9%の約102億5,400万円となり、前期を超える大型予算となりました。今期の予算編成方針、要約ですけれども、1、おくとま魅力発信計画の実現を目指す。2、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進するとありますが、第5期奥多摩町長期総合計画の後期2年目を迎えた年でもあり、慎重かつ堅実な予算執行をお願いしたいと思います。

町長は、就任以来約1年となるところですが、就任所信表明などで、1として、広大な森林と豊かな空間を利用したまちづくり、2として、公平感のあるまちづくり、3として、出産後の母親の雇用対策、4として、働く若い夫婦への支援、5として、子どもたちの教育環境づくり、6として、生活習慣病対策をはじめとする高齢者の健康づくりなど、6点ばかり抜粋しましたが、新しい風を吹かせていきたいという表明をしております。

ただ、この新規の政策を災害復旧並びにコロナの対策に追われているような状況では、ちょっと思うような政策が打ち出せないかと思いますが、状況によっては今後の政策を期待しておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それで、次の質問をさせていただきます。

1、町税が年々減額となっているが、その対策は。ただし、町税の徴収率は、年々上昇して、令和元年度では99.6%徴収がされております。

2として、地域防災計画の進捗状況は。防災訓練の内容の充実と参加者を増やすことが必要かと思えます。令和元年度の参加者は27.7%だというふうに聞いております。

3として、高額な基金が取り崩しを予想されているところですが、できれば取り崩しを最小限に抑えられる方向を考えられないか。先送りできる事業あれば、そのような選別し

て先送りするのも一つの考え方が必要ではないかというふうに思います。

4として、令和2年度中に競争入札で不調になった工事が何点かあります。これらは令和3年度でどのような扱いになるのでしょうか。

5として、軽自動車税とたばこ税が金額は大したことないですけど、増額見込みになっていますけど、ここら辺の根拠はということをお聞きしたいと思います。

それから、6として、再生エネルギー事業の今後の方向性はどういうふうに考えていますでしょうか。「もえぎの湯」のボイラーの燃料が変わるといようなこともありまして、再生エネルギー事業が途絶えてしまうのかなという気がしております。

7として、学力向上の具体的な施策は。これは前の人の中にもありますけど、第5期奥多摩町長期総合計画中間評価、それがCランクになっています。

これは同じく体力・運動能力の改善施策はということで、同じくこれについても中間評価がCランクになっています。

それから、同じ中間報告の中で、大学の先生方に聞いた参考意見としては、9として、住民に対するサービスを参加型に変更したらどうかという提言がありますが、そこら辺の施策はどう考えていますか。

最後に、町長が考える奥多摩づくりとは何でしょうか。お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、施政方針についてお答えをいたします。

1点目の町税が年々減額となっているが、その対策はについてですが、町では、平成19年度以降、町税が漸減し、令和2年度当初予算計上額からは7億円を下回る状況となっており、決算額では令和元年度から7億円を下回っております。

令和3年度予算では、町民税は、所得層の中心となる現役世代を含めた人口の減少や高齢化に加え、コロナ禍での経済状況の悪化に伴う減収が想定され、固定資産税におきましては、土砂災害特別警戒区域の指定による減額補正及び家屋の評価替え等により、個人・法人町民税と固定資産税を合わせた予算額は、前年度比較で3,900万円の減額を見込んでおります。

入湯税におきましては、外出自粛等の影響もあり、前年度比較で200万円ほどの減額を見込んでおります。

コロナ禍の現状におきましては、通常にも増して厳しい見立てをしておりますが、コロナ収束後を見据え、感染防止対策を実施しながら、町を訪れる観光客等の回復による地域経済の底上げと、移住・定住施策の推進を図りながら受け入れ態勢を整え、税収等の確保に努めてまいります。

また、徴収率につきまして、令和元年度は前年度比 0.1 ポイント減の 99.6%でありましたが、高い徴収率を維持しており、引き続き、適正、公平な税務事務に努め、貴重な財源である町税の確保を図ってまいります。

同時に、減少傾向にある町税を補完する対策としましては、国都補助金等の更なる活用や東京都市町村総合交付金を含めた財政支援と積立基金の有効活用等、財源確保を図ってまいります。

2点目の地域防災計画の進捗状況はについてですが、令和2年第4回町議会定例会におきまして、本計画の作成業務委託に係る令和2年度及び令和3年度の2か年の継続費予算のご決定をいただき、その後、業者選定・契約手続を経て業者との打ち合わせを行っている状況であります。

また、本計画の改訂を協議する防災会議を、当初は、本年2月中に開催予定でしたが、緊急事態宣言の発令・延長に伴い、4月に延期したところであります。今後、令和3年度末までの改訂に向け、防災会議を3回程度、同会議の下部組織である部会を4回程度開催する予定であり、その過程におきまして自治会のご協力をいただき、町内各地域の避難所、避難経路につきまして実地によるヒアリングを行う予定であります。

一方、町の総合防災訓練は、例年9月1日の防災の日前後の日曜日に実施しているところですが、時期的に残暑も厳しく、また、高齢化の影響もあり、小峰議員からございましたとおり、参加者が減少傾向であることから、地域防災計画の改訂を踏まえた訓練内容の見直しと実施時期を含め、自治会長の皆様とも意見交換を行いながら、多くの住民が参加できるよう検討してまいります。

3点目の基金の取り崩しを最小限に抑えられないかについてですが、令和3年度一般会計予算は69億3,000万円と、大規模であります。しかし、昨年秋の予算編成開始時に各課から提出されました予算要求総額は、歳入が63億2,300万円、歳出が72億5,300万円で、9億3,000万円もの歳入不足が生じておりました。以降、査定等を行い、歳入査定で6億7,000万円を増額し、歳出では263項目の査定を行い、各課事務事業の年度間調整や見直し等により3億2,300万円を減額しましたが、災害復旧費の大幅な伸びもあり、最終的には69億3,000万円の予算規模となりました。基金の取り崩しはほぼ前年度と同額の

6億400万円で、多額ではありますが、予算要求時との比較では、歳出の圧縮を図っており、今後確定してまいります令和2年度の決算状況や災害復旧費に対する東京都の財政支援等を視野に入れ、基金の取り崩し額が少しでも減るよう、また、現在の歳入規模に見合った財政運営に資するよう努めてまいりたいと考えます。

4点目の令和2年度中に競争入札で不調となった工事の扱いはどうなるかについてですが、令和2年度におきましては、工事案件の指名競争入札で4件が不調となっております。

このうち1件目の寸庭線林道災害復旧工事につきましては、指名業者の変更等を行い、再度の入札を行った結果、落札しております。

2件目の大氷川安戸線道路改良工事は、令和2年10月21日の入札で全社が辞退したため、指名業者の変更等を行い、令和2年11月19日に再度の入札を行いました。再び全社が辞退したため不成立となりました。

3件目の大氷川除ヶ野線道路改良工事は、同じく11月19日の入札で全社が辞退したため不成立となりました。

この氷川地区の工事案件2件につきましては、指名業者の辞退状況や再び入札を予定する場合、工期の確保等が困難と見込まれたため、令和2年度の事業執行は見送ることとなりましたが、令和3年度予算に計上しており、次年度早々に改めて入札等の手続を進め、事業執行を図る予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4件目のもえぎの湯維持管理工事は、令和3年1月19日に入札を行いました。3回の入札で落札せず、最低価格業者と協議を行いました。不調となりました。「もえぎの湯」においては、休館日等、限られた日程での施工が条件となっており、再度の入札は実施できませんでした。

なお、地方自治法施行令等により随意契約が認められた金額の範囲内で、必要最低限の補修工事は実施している状況となっております。

5点目の軽自動車税とたばこ税の増額見込みの根拠はについてですが、平成26年度の税制改革により平成27年4月1日以降、新規に登録されました車両につきましては、新税率が適用されており、町におきましても買い替えに伴い、新税率が適用される車両が増加しております。

また、令和元年10月から軽自動車の自動車取得税にかわる軽自動車税環境性能割が町税となったこともあり、増額で見込んでおります。

たばこ税につきましては、平成30年度の税制改正により段階的にたばこ税の税率が引き上げられており、町内のコンビニエンスストアなどのたばこ販売店への卸の実績により、

今年度も増額を見込んでおります。

6点目の再生エネルギー事業の今後の方向性については、再生可能エネルギーには太陽光、風力、水力、バイオマスなどの様々な活用がございます。町では木質資源の有効活用を図るため、平成23年度に「もえぎの湯」に木質バイオマスボイラーを導入し、間伐材などの木質資源の循環による自然エネルギーの活用や地域経済の活性化を図るため、木質資源循環システム構築計画を策定し、木質バイオマスによる再生可能エネルギーの活用を進めてまいりました。

しかしながら、町の急峻な地形においては間伐材の搬出が困難であり、町の事業だけで「もえぎの湯」へ木質チップを供給するための材の確保ができないこと及び令和2年度末をもって東京都農林水産振興財団が運営している木質チップ製造工場の稼働が停止となり、買い取った間伐材をチップ化することができず、「もえぎの湯」の木質バイオマスボイラーへのチップの供給ができなくなったことなどから、庁内でも様々な検討を重ねてまいりましたが、結論といたしましては、ボイラーの燃料を灯油に変更し、灯油ボイラーにより温泉設備を稼働している状況であります。

世界の潮流からも再生可能エネルギーを活用することは、低炭素社会を目指す上で極めて重要なことであると認識しておりますが、その活用につきまして、先ほど説明いたしましたように、様々な課題があることも事実でございます。現時点におきまして町単独で再生可能エネルギーの活用を図ることは、体制面や財政面においても困難な状況であります。国・東京都の動向にも注視しながら、長期的な視点で低炭素社会に資するよう、経済並びに環境の両面から引き続き研究・検討してまいります。

7点目の学力向上の具体的な施策については、小学校では英語力を向上させるため、平成30年度から全学年を対象として放課後英語教室を開催しており、令和元年度は93人の児童が参加し、157日間実施いたしました。中学校におきましては、始業前や放課後に希望者に対し補習教室を実施し、授業についていくことが難しい生徒への対応を行っております。

また、算数・数学では、教員加配として東京都教育委員会から各校1名ずつの教諭を追加で配属していただき、小学校3年生以上で学級を2つに分けた少人数指導を取り入れ、児童・生徒の学力に応じたきめ細やかな指導を実施しております。

以上のような取り組みを続けることで、中学校の全国学力学習状況調査は、全国平均を上回る結果となっております。今後もICT教育の強化など、更なる学力の向上に努めてまいります。

8点目の体力・運動能力の改善施策はについてですが、奥多摩町の児童・生徒は全国体力・運動能力・運動習慣等調査において、残念ながら全国平均を下回る結果となっております。この結果を受けた取り組みといたしまして、小学校では、月に数回、昼休みを長時間確保するロング遊びを実施し、校庭で十分に体を動かすよう促しております。古里小学校では、学期ごとにオリンピック種目を体験する体力強化旬間、縄飛び旬間、持久走旬間を実施し、氷川小学校では、毎日の中休みと昼休みにおいて外遊びを推奨し、体を動かす習慣づくりに努めてまいりました。中学校では、加藤旗争奪駅伝大会に出場するほか、部活動では積極的に大会へ参加しております。

今後は、策定いたしました授業改善推進プランにより、体育の学習カードを活用し、授業時間以外でも継続的に運動する習慣を見に付けさせるほか、ICT機器を利用し、自分たちの動きを客観視して運動技能の改善を図るなど、プランに即した事業改善を行い、更なる体力向上に努めてまいります。

9点目の住民に対するサービスを参加型に変更してはどうかという提言があるが、その施策はについてですが、こちらにつきましても第5期長期総合計画の中間評価報告書に記載されている事項であり、今後、想定外の災害や感染症など前例がない中で課題解決を求められることが増えてくることが予想され、行政は住民たちの参加を促し、参加しやすい環境を構築していくことが求められていると示しております。

町では、施策の一つとして、生活支援体制事業を進めており、町の10年後、20年後を見据え、地域の課題を話し合い、必要な助け合い活動を考えていく協議体OKUTAMAお太助隊を発足しております。これは全国的な少子高齢化が進展する中、これからは住み慣れた地域住民が役割を持ちながら、生き生きと生活することができる仕組みを創っていくことが必要であり、町では助けのある地域づくりを目指し、生活支援コーディネーターと協議体であるOKUTAMAお太助隊が地域住民と協力しながら、助け合いのある地域づくりを推進しており、各地域では、ごはん会やお茶飲み会、体操クラブなど、助け合いの地域づくり活動が少しずつ始まっており、こういったことを足掛かりにして住民参加型の機運を醸成してまいりたいと考えております。

10点目の町長が考える奥多摩づくりとはについてですが、令和2年6月の第2回町議会定例会におきまして、私は、町長就任に際しまして挨拶並びに所信表明をさせていただきました。

その中で、議員からもございましたように、出産後の母親の雇用対策、働く若い夫婦への支援、子どもたちの教育環境づくり、生活習慣病対策をはじめとする高齢者の健康づく

りなど、課題が山積しており、障害者福祉におきましても一歩進めた形でのノーマライゼーションの実現に向け、推進してまいりたいこと、そして、この豊かな奥多摩の空間という財産を活用できるまちづくり、公平感のあるまちづくりを推進して、新しい風を吹かせてまいりたいというふうに述べました。これらは町特有の自然条件や地域特性にも通ずるものであり、水源地であることを含め、都市部の利便性は持ち合わせてなく、厳しい状況にあるとしても、課題をクリアして持続可能な地域社会を実現していくために、皆様と手を携え、一步一步着実に歩みを進め、この町の存在意義を示しながら、次代を担う子どもたちを含めた全世代のために全力を尽くすことに変わりはありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策や台風災害からの復旧が最優先される現状では、新たな政策を推進することは非常に難しい状況であることは事実ではありますが、これらの事項が収束した後を見据え、町職員とともに準備を進めてまいりたいと考えております。そのためには議員皆様をはじめ、多くの皆様のご支援やご協力をいただかなければなりません。更なるご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 8番、小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） どうも答弁ありがとうございました。感想といたしますか、質問ではありませんので、回答は結構です。

奥多摩づくり、そういうチャンスが来ましたら是非積極的に奥多摩を一緒に作っていききたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町税の減税の対策の一つとして、やはり人口が増えるというのが大きいと思うんですね。是非定住化課長、頑張ってください。

それから、今朝ちょっとインターネットを見ていましたら、地震の先生じゃないんですけど、気象予報士の方がデータをまとめたら、やはり太平洋岸、新潟から大阪あたりまで太平洋側がこの何年かのうちに絶対大きい地震が出ると言っているんですね。ですから、そのためにも早く地域防災計画を作っていただいて、そういうことが起こったときにあわてないように是非積極的にお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 森林資源というお話が出ましたけれども、ちょっと答弁では抽象的だったかと思っておりますけれども、先日、奥多摩から調布市の中の若い人たちが、これからの山づくりとか林業についてのいわゆるWeb会議をしまして、それに私もほんのちょっとですけども、傍聴させてもらった経緯があるんですが、せっかくこれだけの環境があるんで、何とか活かさないかというプレゼンテーションを、奥多摩町も若い人も当然し

ましたし、調布は調布、八王子は八王子でされていたんですけれども、その中で一生懸命な部分と、現実がちょっと分からない部分と、両方あるわけですね。例えば材の持ち出しが大変なら、じゃ、現場で製材しちゃおうじゃないとか、そういうすごいセンセーショナルな意見もあったんですけども、それはそれでまた一つ考えていかなきゃいけないんですけれども。そういう若い人たち、私が参加したところはほとんどIターン組の新しい住民の方ばかりだったんですけども、そういう方が例えば山主さんとか、持ち主さんの状況とか、今までの歴史とか、そういうものがちょっと分からない部分があるとおっしゃっていたんで、それこそそういうところに今まで林業に携わっていた先輩だとか、今でも林業の復活を望んでいる人たちと一緒に、そういう同じテーブルの上に立って話を進めていく、いわゆる人づくりが私は奥多摩づくりに通ずるなというふうにそのときすごく感じまして、そんなことも一つヒントとしてこれからしっかりとやっていきたいと思っていますので、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

再度ワクチンについての質問で、既にご答弁いただいているかも知れませんが、ご容赦ください。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種の安全性についてということでお伺いさせていただきます。

新型コロナウイルスは、中国武漢市で発生して1年以上が経ちますが、今年も年初から猛威を振るっており、いまだ収束の兆しが見られません。

そうしたなか、アメリカなどが開発した新型コロナワクチンを日本でも2月から接種が始まりました。厚生労働省のホームページによると、政府はこれまでファイザー社（アメリカ）（ワクチンの製造方法メッセンジャーRNAワクチン、翻訳するとメッセンジャーリボ核酸ワクチン）、モデルナ社（アメリカ）（ワクチンの製造方法メッセンジャーRNAワクチン）、アストラゼネカ社（イギリス）（ワクチンの製造方法ウイルスベクター）と正式契約を締結しているようです。

しかし、ファイザーの遺伝子ワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンと違って、インフルエンザのワクチンとは根本的に異なります。これはコロナの遺伝子の一部、具体的

には、スパイクたんぱく質をコードする部分を注射して、体内でワクチン由来のスパイクたんぱく質を発現させ、免疫が誘導されるのを期待するワクチンで、全身に新型コロナウイルスの一部のたんぱく質を作らせて、それに対する抗体を持たせる方式です。メッセンジャーRNAワクチンは、人類に使われるのははじめての試みであり、近年、ノーベル賞をとられた北里大学特別名誉教授の大村智博士は、「ワクチンは通常早くて4、5年、普通は10年ぐらい掛けて完全なものを開発するので、1年ぐらいで開発できることはあり得ない」と述べられておられますし、「この新型コロナウイルスは、変異を繰り返していて、せっかく新型コロナワクチンができて効果なくなることが考えられる」とも述べられておられます。

実際、新型コロナワクチンの接種が始まっている海外では、血圧の低下、意識障害などの急激なアレルギー反応、アナフィラキシーが起こる事例があることも報告されています。また、ファイザーの遺伝子を組み替えるメッセンジャーRNAワクチンでは、ポリエチレングリコールが含まれているため、ワクチン接種に対して70%の人がアナフィラキシーショックを起こす可能性があり、更に、ワクチン接種を受けた女性が不妊を生ずる可能性が指摘されています。現段階で開発された新型コロナワクチンには、長期的にも未知なるリスクが潜んでいることは否定できません。

また、アメリカやイギリスにおける新型コロナウイルスの罹り方が日本よりも非常に高いことを考えると、両国の新型コロナウイルスは相当菌が強いことが推定されます。それに対応した新型コロナワクチンを日本人に接種しても本当に大丈夫なのだろうかと不安を感じずにはられません。

日本での新型コロナワクチンの接種に関しては、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施されることになると政府より通達されて実施されています。

奥多摩町においても2月から医療従事者、4月以降に65歳以上の高齢者から優先的に新型コロナワクチンを接種していくことが町民の皆様にご告知されています。

そこで質問ですが、①今回の新型コロナワクチンの安全面についてどのように考えておられるのでしょうか。

②また、そのことを今後、町民の皆様へどのように周知されるのでしょうか。町の所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問、新型コロナウイルスワクチン

接種の安全性についてお答え申し上げます。

はじめに、今回の新型コロナワクチンの安全性についてどのように考えているかについてですが、ワクチンは本来、感染症の治療薬や対症療法薬ではなく予防薬であり、健康な人は感染症予防や感染症拡大の抑制といったワクチンの役割に気付いていないと言われて

います。また、ワクチンの安全性・有効性に関する不正確な誤った情報もメディアを通して拡散されており、これにより人によってはワクチン接種を躊躇したり、懸念を示したり、或いは接種に強く反対したりする可能性もありますが、今回の新型コロナウイルスワクチン接種は任意の接種であり、最終的には本人、或るいは家族の方などがワクチンの選択、ワクチンリスクの認識をし、意思決定をして接種を受けていただくものでございます。

当町だけの接種、問題ではないことから、国及び東京都の情報、通知に基づき認識し、医療従事者と一緒になって考えて対応していくことが必要であると考えています。

なお、集団接種会場での安全面の対応といたしましては、医療機関から救護品を持参していただき、医師も会場にいる中、接種後の経過観察を保健師、または看護師で 15 分から 30 分の一定時間、アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状、その他の症状に備え観察を行うほか、緊急対応が発生した場合には、医療機関や消防署等と連携し、迅速な対応を図ってまいります。

また、1 回目に接種したワクチンと同一のワクチンを 2 回目も接種する必要があることから、種類の違うワクチンが分配される可能性があること、接種回数や対象者が多数となることから、接種事故の発生するリスクも考えられ、更にワクチンによっては接種間隔が異なることで、次回の予約や情報管理が煩雑ともなることから、接種に当たっては細心の注意をしてまいります。

しかしながら、万一、健康被害が発生した場合には、東京都に報告し、明らかにワクチンの影響によると考えられる場合は、国の疾病・障害認定審査会で審査をすることとなりますが、原因が特定されない場合には、町医師の代表者 3 名、西多摩保健所長、東京都推薦の専門医 1 名、町職員 1 名で組織する予防接種健康被害調査委員会を招集し、医学的見地から調査を行い、健康被害発生事例の疾病状況及び診療内容についての資料収集、必要に応じて特殊検査の実施についての調査などを行い、そして、被害者の治療並びに被害者、関係医師及び従事者の救済について協議してまいります。

次に、安全面のことを今後、町民の皆様へどのように周知されるのでしょうか、町の所見を伺いますにつきましては、厚生労働省や東京都から送付される接種に関するお知らせ

などを接種券を送付する封書に同封する予定となっておりますが、町といたしましても住民への情報提供等を広報おきたまや、より早く住民に伝えるために防災行政用無線や自治会回覧などで周知をしてみたいと思います。

いずれにしましても新型コロナウイルスワクチン接種は、当町だけで実施するものではないことから、厚生労働省や東京都、西多摩保健所の指導のもと、西多摩地域の8市町村の連携や医療機関と一体となって安全に効率的に進めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございます。再質問ではないのですが、広報おきたまや防災無線で危険性についても周知していただけるということで、とてもありがたいと思います。

また、政府のほうで感染者が入院を拒否した場合に罰則を設けたり、また、新型コロナワクチンを接種の際の接種証明書の有無などがうたわれておりますが、社会生活における差別などを生み出すことにも繋がりがねませんので、奥多摩町のほうではとても注意してくださっていると思いますが、自治会ごとの接種などを先ほどのお話で聞いておりますので、その差別などがないように十分注意していただけたらと思います。

また、奥多摩町では町民の皆様、行政の皆様のご尽力のもと、感染者数が18人に抑えられておりますことを心から感謝申し上げます。ワクチンに過信することなく、今後も感染防止に注力し、健康生活を維持していただけるよう喚起いただけたら幸いに存じます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時14分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 持続可能な観光立町について質問させていただきます。

持続可能な観光立町について、町民と観光客の関係。

観光産業は町の特色を活かした基幹産業の一つとされております。当町における宿泊業、飲食サービス業の従業者は350名で、医療・福祉従業者数555名に次いで建設業265名を上回り、第2位となっております。この調査は、多摩地域データブック2019年度版、平成26年経済センサス調査の結果に基づいております。

氷川などではレンタサイクルやゲストハウスといった町の観光インフラを補完するような起業が移住者を中心に見られておまして、観光産業を軸にして定住化、雇用創出、観光コンテンツの更なる充実がなされるような好循環が生まれていると言えます。最近では観光用公衆トイレ総合清掃事業を行うクリーンキーパーの皆様は町内外から高い評価を得ております。

しかしながら、昨年来、町民と観光客との間の意識差が顕著となっている。町民内に観光客に対する反感が生じかねないという状況となっているように思います。事態が続けば今後の観光行政や観光事業者への不満、更には定住化対策への批判へと進展しかねないのではないかと懸念しております。

昨年12月、JR奥多摩駅近くの川原では、日原川の流れの位置の改修工事が行われましたが、その直後に再改修されるということがありました。この事案は、1度目の改修は、観光客等の河川利用者による騒音等に対する近隣住民や周辺キャンプ場への配慮のために、日原川の流れの位置を変更することで、河原へのアクセスを困難にすることで、騒音、ごみ投棄、河川での野焼き行為などを抑制するものであったのではないかと推測しております。その数日後行われました2度目の改修は、1度目の改修による環境や景観への影響の回避と河川利用者の利便を考慮して観光スポットを復旧させるため、日原川の流れの位置を従来の位置に戻したものと考えられます。

1度目の改修は、奥多摩町を来訪した観光客等を失望させることとなりかねない一方で、2度目の改修は、河川利用者の行動を黙認して、近隣住民への配慮を欠くものとなりかねません。行政による何らかの裁定が必要とされるような事態であったのではないかと考えております。

一方で、個々の町民においても敷地内に侵入されること、果樹を採られること、水道を使われること、大小便をされることといった観光客による行為があると聞いております。町民側は、侵入者の記録、監視カメラの設置、張り紙と対策を余儀なくされておりますが、このように町民が観光客等に対して直接に注意喚起する行動、これは町民と観光客とのトラブルになりかねません。場合によっては、観光客にとって不愉快なものとなる可能性も

あり、奥多摩町のイメージダウンになりかねません。

町は、町民、観光客双方に働きかけ、トラブル回避を図ることが望ましく思います。町民が誇りに持てる成熟した観光立町を目指していただきたく、以下質問いたします。

1、昨年12月のこと、氷川での河川改修工事について町の所感を教えてください。

2、観光客等によるトラブル回避のため、清掃員や監視員等の巡回、配置、ごみの適切な処理を指導する等の事業を新設できないか。

3、クリーンキーパーの実績は、奥多摩町の観光の課題を解決する具体的な糸口の一つであると考えられます。彼らの活動が好評である要因について町はどう考えているのか。このような身近な例を参考に、前述2にあるような事業を構想できないか。

4、観光立町という考えは、地域産業振興、雇用、定住化の促進をはじめ、観光資源たり得る伝統文化、景観、環境、森林の保全整備等と単に観光分野のみならず多岐に波及・影響するものであり、町民の誇りをも醸成し得るものであります。他方で、安易な観光客誘客には観光公害といった弊害があることもわかってきております。観光立町の実現は、行政が担う要素が大きく、横断的・複合的に取り組む必要があります。奥多摩町として観光立町の意義、課題、長期的展望等、所感を伺いたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問、持続可能な観光立町についてにお答え申し上げます。

1点目のご質問の昨年12月、氷川での河川改修工事について町の所管はについてですが、今回実施した河川整備工事については、河川管理者である東京都建設局より、河川法第24条の規定に基づき、土地の占用の許可を受け、使用している氷川キャンプ場の昭和橋下流側からもえぎ橋までの河原について、台風や大雨などの増水による河原の形状が変わってしまったものを河川法第27条の規定に基づき、土地の掘削等の許可を受け、キャンプ場利用者が安全に利用できるよう重機により掘削及び埋め戻し作業を行い、整備したものであります。

ご質問にありました箇所につきましては、昭和橋上流側の多摩川と日原川が合流する付近の河原のことであると思われませんが、この場所は、町がキャンプ場の利用として土地の占用の許可を受けていない箇所でありますので、誰でも自由に利用できる場所となります。

議員からもご指摘がありましたとおり、河川利用についての注意喚起は行っているものの、利用者による騒音やごみの不法投棄など、この場所に限らず、問題となっていること

は残念ながら事実であります。

特に、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町内のキャンプ場が感染防止の観点から来場者の人数制限を行ったこともあり、キャンプ場に入れなかった方がキャンプ場以外の場所でバーベキューやキャンプをされ、ごみを持ち帰らずに放置されたケースも多く見受けられました。

そのような状況もあり、氷川キャンプ場の河原を整備した際に、許可を受けていない昭和橋上流の河原の形状を変える工事を同時に行ったものでありますが、許可を受けていない自然河川に手を加えてしまったため、もとの形状に戻させていただいたということが事実であります。

河川は、原則として誰でも自由に利用でき、楽しむことができる場所ではありますが、ルールを守って利用することが基本でありますので、引き続き河川管理者である東京都建設局と連携し、対策を講じてまいります。

次に、2点目のご質問の観光客等によるトラブル回避のため、清掃員や監視員等の巡回、配置、ごみの適切な処理を指導する等の事業を新設できないかについてですが、観光客等によるトラブルについては、一部のマナーを守っていただけない方がいらっしゃることは非常に残念なことでありますが、奥多摩町にお越しいただける多くの方はマナーを守って観光を楽しんでいただいていることも事実であります。

議員からご提案のありました事業の新設につきましては、広大な面積を有する当町では、多くの人員が必要であり、また、事業費についても多額の費用が必要になることから、町独自で事業を行うことは財政面からも非常に厳しい状況でございますが、他の自治体の取り組み事例も参考に今後、研究してまいります。

次に、3点目のご質問のクリーンキーパーの実績は奥多摩町の観光の課題を解決する具体的な糸口の一つであると考えています。彼らの行動が好評である要因について町はどう考えるか。このような身近な例を参考に2つ目の質問にあるような事業を構想できないかについてですが、平成26年度に策定した奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針に基づき、日本一きれいな観光用公衆トイレの実現に向け、トイレ清掃の専門の研修を受けたクリーンキーパーにより、町内20か所の観光用公衆トイレの清掃に従事していただいております。

彼らは、臭い、汚いというトイレ清掃員のイメージを覆し、誰もが憧れる仕事に変えていくという強い意気込みと責任感を持ち、トイレの清掃はもとより、トイレの外壁の洗浄や周辺の草刈りなど、細かいところまで手が行き届いた丁寧な仕事ぶりが町民や観光客の

皆様から評価をいただいているものと考えております。

なお、このような事例を新たに事業の構想にできないかにつきましては、先ほどの2点目のご質問に答えたとおりであります。

次に、4点目のご質問の奥多摩町として観光立町の意義、課題や長期的展望等、所感を伺いたいについてですが、当町は、昭和30年に1町2村が合併して誕生して以来、観光立町を標榜し、ハード・ソフト両面の整備を継続的に行い、観光協会など関係機関と連携し、観光事業の振興に努めてまいりました。

この間の観光客の変遷につきましては、合併直後の昭和32年は奥多摩湖が完成し、団体客を中心に多くの観光客が訪れ、大変な賑わいとなりましたが、その後、レジャーの多様化や旅行スタイルの変化などによって、一時は観光客の減少が続いておりました。

しかし、近年では森林セラピーや第3次登山ブームなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、再び町を訪れる観光客は増加傾向にあります。一方で、町の状況としては、人口減少により高齢化が進み、また、地元商店や観光事業者も後継者不足等によりお店を閉める方が増えている状況であります。

今回、議員からは、持続可能な観光立町として、特に町民と観光客の関係に着目したご質問をいただいております。また、令和2年第3回定例会の一般質問においては、持続可能な観光立町のためのルール策定についてとして、町営駐車場の運営等についてのご質問をいただいております。ともにオーバーツーリズムに関する問題をテーマに、これからの奥多摩町の観光のあり方について問われるものと思っております。

議員からのご質問にありましたとおり、観光立町とは、単に観光分野だけでなく、地域の雇用、産業、文化、環境等と総合的に結びついているものであり、また、行政、住民、事業者等の相互の連携の確保が必要となるものと考えております。同時に、交通渋滞、ごみ投棄、騒音などの問題についても地域住民への配慮を忘れてはならないものであり、特に、今回のコロナ禍においては、この問題が表面化したところであります。

今回のコロナ禍の経験を踏まえ、ウイズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式への変化や、社会経済情勢が大きな転換期を迎えていることもあり、長期的展望を述べることは簡単ではございませんが、今後の町の観光の在り方については、時代の変化や観光客のニーズを的確に捉え、また、自然と共生し得る環境保全も視野に入れ、対応していくことが重要であると考えております。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。

再質問なんですが、まず自分の質問の1番目、河川改修に関する事の経緯、ありがとうございます。今回、そのように氷川キャンプ場の業務の中でそのようなことが行われたのは、何かしらの経緯がある、背景があるということは、町としても把握されているというふうに今の答弁で了解いたしました。今後も適切な対応をお願いいたします。

次に、2番目なんですが、例えば河川、管理者は都建設局であるということで、連携して対策を採っていきたいということなんですが、町独自で広大な面積を対応することはさすがに無理であるという答弁、これも了解いたしました。しかし、管理者は都なので、都に対して強く要望する、それだけの大義名分は町にあるのではないかと思います。

3番のクリーンキーパーの事例に関して、これもクリーンキーパーさんは、トイレという限定された場所を実施している。だから、実現できているという解釈も今の答弁ならばできると思いますが、それならばスポット的にどこかしら巡回、監視できる場所を決めていく、重点的にする場所を決めていくということが必要になると思います。今回の事例では氷川の奥氷川神社の下の河原でした。そのほかにも古里地区では寸庭にある河原、あと、自分が把握しているところでは、小河内のほうに行くと奥多摩湖畔にバーベキュー禁止みたいな張り紙が出されているのを見かけることがあります。どなたかが作ったかわからないですが、行政などがしたものではなく、お手製の看板というような雰囲気がありますので、私的に作ったものではないかと思います。こういったスポット的な対応が必要な場所というものがありますので、そういうところだけでも巡回はすべきではないかなと思いましたが、そういったことはできないかということをお聞かせください。

4番の観光立町について。長期的展望は、今の時点ではちょっと捉えにくいというのも分かりましたが、しかし、観光立町は、おっしゃるとおり総合的に取り組んでいかなければいけない、総合的な分野に亘っていくことですので、そういう取り組みをしなければいけないことです。ですので、観光立町を軸にして町のまちづくりを考えているのであれば、例えばこの場合、観光産業課さんが所管するとかそういう形ではなくて、今、この④の中でも産業だけでなく、定住化とか、森林とか、環境とか、いろいろな分野言及しておりますが、各課横断的に、複合的に対応していただけるようお願いいたします。そのような体制を今後も具体的に継続して持つことができるのかどうかお答えください。お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員さんからの再質問にお答えいたします。

ちょっと長かったので、回答がずれていたらご容赦いただければと思います。

まず、1点目の河川管理者である建設局のほうに強く要望する必要があるということでご提案をいただきました。これは当然、東京都のほうにも要望するとともに、町としても人ごとではなくて、しっかり対応していきたいと考えております。

次の巡視の部分というところだと思いますが、スポット的ということでは幾つか問題になっている箇所が挙げられております。このようなどころも確かに何もしないと、ごみの問題だとか、騒音の問題というのが続いていくということは理解しておりますので、注意喚起等も行いながら、議員さんからご提案いただいたような巡視の体制が執れるのかどうか、財政面も含めて今後、検討をさせていただければと考えております。

次に、観光立町の部分でございます。観光立町を軸にまちづくりをというような話の中で、それだけではなく、各課横断的な部分でこの問題を捉えていかなければならない、これは当然なことだと思っておりますし、現時点でも連携をしてやっていると考えております。

この部分は、長期総合計画の中でも各課横断的に、それぞれの施策、観光立町の部分、観光だけではなくて、その他の部分も各課横断的に対応していかなければならないということで、各課で対応をこれからも図っていくということに変わりはありませんので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員よろしいですか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。済みません、再々質問になってしまいますけれども、今回の定例会の中で、町長の施政方針出ておりますが、その中でもやはり観光づくりに関しては言及があります。クリーンキーパーの言及もあります。その下にクリーンなまちづくりに努めてまいりますというのがあります。クリーンなまちづくりとなると、やっぱり物理的なクリーンだけではなくて、総合的にクリーンということだと思うんですね、観光的に。そうになると、ごみとかそういうことではなくて、景観とか、これも本当に総合的なお話になるのかなと思います。その確認をしたいのと、これが施政方針に入っている以上、重点項目として是非取り組んでもらいたいと考えております。お願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今のクリーンのところですけど、まさしく伊藤議員おっしゃったとおりで、町全体で登山客が多くなっていますけれども、山の尾根も30年たつと木

が茂って、そこから見る景観も全然変わってしまっています。そういうことも含めて全体的に、観光客皆さん、それから町民皆さんが気持ちが癒されるクリーンさという、ちょっと抽象的で分かりづらいと思いますが、そういうことも含めてクリーンと書かせていただきました。

それから、先ほど来ご質問いただいていた河川工事の件なんですけど、当然のことながら地元住民の皆様への配慮、それから、観光客皆さんへの利便性ということが今回のこの視点だったと思いますが、私はもう一点、あのときすぐ思ったのは、やっぱり自然生態系がどうなってしまったかなということを感じましたね。日原川と多摩川の合流点は、奥多摩にとっては象徴的な場所なんですね。以前からポスターの場面にもなったり、それから、それこそ今日いらっしゃる方が子どもころ遊んだ遊び場でもあって、それがもちろん観光地にもなっているんですけど。水は急激に30センチ、50センチ下がると魚は何とか泳げると言うんですけども、そこにいる微生物なんかはどんどんだめになって、微生物がだめになれば小魚もだめ、小魚がだめになればというふうな悪の循環が起りやすくなるんですね。だから、そういうことを東京湾に注ぐ川を持っている奥多摩としては、そこは、私は一番今回のことで感じましたね。あとは申し訳ありません、ここに書いてあるとおりルールにのっとってやったということですので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、やはりアウトドアが多くなって、キャニオニングなんかは川乗谷のほうの沢の上に行って、そこも東京都の管轄の水源地なんですけれども、そこでちょっと不謹慎な行動をとったりだとか、そういうこともあって、町民皆さんからもおしかりを受けていることもあります。そういうことは一部の方だと信じたいんですけども、青梅・奥多摩で今、十何社そういうアウトドアの会社が入っております、5、6年前でしょうか、青梅市でそういうアウトドアの業者さんと住民、観光事業者と話し合いを持った機会がありましたけれども、今後も奥多摩町としてもそういうふうな形に参画して、今後どういうふうに共存、お互いにやっていくかということも進めていかななくてはならないなというふうに思います。

それから、巡回ということですけども、さっき申し上げたとおりでなんですけども、例えば観光協会の方が今年の夏も川からフライパンを拾ってこられたんですね。フライパンまで捨てていってしまうという輩がおるんですけども、片やごみ袋を全部分別して上まで持ってきて片付けてくれる家族もいました。思わずそういう家族には、いろいろありがとうございますというふうに申し上げましたけれども、そういう少しでもいい観光客が増え

るためには、我々が足元をいろんな形で努力していかなきゃいけないと思いますので、これからもそういうご提言を是非していただいて、確かにお金がないとできないと言ってしまえばそれまでですけれども、それ以外で何らかの形で頭と体を使ってできることが、どういふことがあるのかどうか、そういうお知恵を借りてこれからもやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

会議の途中でありますが、本日、東日本大震災から10年となります。防災おくたまから放送のある午後2時46分の黙禱に合わせ、暫時休憩としますので、ご了承願います。

なお、その際には議員をはじめ、皆様全員その場で黙禱をお願いいたします。

午後2時41分休憩

午後2時47分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問席を清掃しますので、お待ちください。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

新型コロナ感染症が発生して1年以上が経過しました。政府はこの間、2度の緊急事態宣言を発令しましたが、1月に1都3県に発令された2回目の緊急事態宣言は、地域感染者数が下げ止まり、一部地域で病床の逼迫が続き、変異株にも警戒が必要なことを理由に、さらに3月21日まで再延長されることが決まりました。

新型コロナの特徴であり、感染拡大防止が困難となっている最大の理由は、無症状の感染者が知らず知らずのうちに感染を広げてしまうところにあります。これまでの症状のある人を中心とする感染集団を見つけて、そこからさかのぼって接触者を追跡するという、いわば点と線の対策では、感染拡大防止を図ることは困難であり、そのことは、今日の現状を見ても明らかです。今必要なことは、面の検査、つまり、地域の住民や働く人の網羅的検査を行うこと、医療機関・高齢者施設等への社会的検査を行うことで、無症状者を含めた積極的な検査戦略への転換を図ることです。

町長は、施政方針で、就任以来、災害復旧事業に加え、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組み、今後も町民皆様の健康を第一に考え、取り組んでいくと述べられました。そこで、施政方針について、特にPCR検査の社会的検査についてお尋ねいた

します。

奥多摩町では、昨年末から年明けにかけ感染者が徐々に増加し、1月には最も懸念していた介護老人福祉施設における感染が発生しました。幸いにも町内の市中感染に繋がるような感染拡大には至らず、その後の感染者の増加もひとまず落ちついております。関係する皆様のご尽力に感謝申し上げます。

しかし、身に覚えのない変異株の感染者がじわじわと増え、感染源の特定も、濃厚接触者の追跡調査も追いつかなくなっている国内状況にあっては、町内でもいつまた感染が拡大するかわかりません。

東京都では、都内の特別養護老人ホームや老人保健施設、障がい者施設などに対し、PCR検査費用を補助する予算を計上しました。4つの介護施設を抱える奥多摩町にとってはありがたい対応です。しかし、高齢者施設だけでは、もはや感染対策として十分ではありません。医療や介護、保育などをはじめ、町役場職員やごみ収集員、配達員やコンビニの店員といったエッセンシャルワーカーの皆さんや学校や学童保育など、感染リスクの不安を抱えながら業務に従事されている職種の方々にも検査を拡充するべきだと考えます。

世田谷区では、全国に先駆けて社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査、いわゆる社会的検査を実施し、高齢者施設等延べ309施設、5,421人を検査し、55人の無症状陽性者を把握しています。保坂区長は、もし社会的検査に取り組んでいなかったら、無症状の感染者から感染が蔓延し、手に負えない状況になっていたかもしれないと語っています。神戸市、北九州市、福岡市など、社会的検査を独自に実施する自治体が増えています。

ワクチン接種が始まりますが、社会全体での効果が確認されるにはかなりの時間がかかります。ワクチン頼みで感染対策の基本的取り組みがおろそかにされれば、宣言解除後、再び感染が急拡大する懸念があります。新規感染者が一定数減少している今こそ、無症状感染者を徹底して拾い上げ、保護する検査戦略が必要です。

奥多摩町でも、少なくとも医療機関、保育園、学校、役場など集団感染のリスクの高い施設に勤務する職員への定期的なPCR等の検査が必要だと考えますが、いかがでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

次に、高齢者見守り緊急通報システム事業についてお伺いいたします。

奥多摩町では、人口の半分以上が65歳以上の高齢者です。高齢化率は年々上昇し、ますます高齢者対策は重要となっております。最近では、社会構造の変化によって核家族化が進み、子どもが同居しない世帯が増えている中、私の近所でも、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫

婦のみの世帯が増えてきたように見受けられます。

そこで、まずお伺いします。町では、施設入所者を除く 65 歳以上の高齢者のひとり暮らしの世帯と 65 歳以上の高齢者のみで暮らす世帯の数はどれくらいでしょうか。

人間は年を取るにつれ血管が硬くなったり、骨の強度や筋力が低下したりするため、特に高齢者に心筋梗塞などの心疾患や脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患、そして、骨折が多いと言われていています。

町では、高齢者が安全で安心して暮らせるために様々な事業を行っていますが、その中でも前述の症状が突然起こったときなど、緊急時にすぐさま通報し、対処する緊急通報システムは、高齢者の命を守る上で重要な施策です。

町では緊急通報システム事業として、民間事業者に委託している緊急相談通報システム、東京消防庁に直接通報する緊急通報システムと火災安全システムを実施していますが、その中でも急病などに対応する緊急相談通報システムと緊急通報システムについて、それぞれの設置数、利用状況について、また、その周知方法、説明や案内はどのように行っているのか、お聞かせください。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番、大澤由香里議員の 1 点目の質問、施政方針についてお答えいたします。

現在、町内における PCR 検査の体制は、発熱等の症状があり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や感染者の濃厚接触者に特定された方を対象として、医療機関や西多摩保健所において実施する行政検査をはじめ、東京都が国の基本的対処方針に基づき、この 3 月中に集中的に実施する高齢者施設の従事者、町内においては特別養護老人ホームの 4 施設と認知症高齢者グループホームの計 5 施設の従事者約 330 名を対象とした民間の検査会社による検査のほか、令和 2 年第 3 回議会定例会の予算補正でご決定いただいた東京都の補助制度、都と区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業を活用した保健所により濃厚接触者と特定されず、行政検査の対象とならない町内民間事業者の従事者を対象として町独自に民間の検査会社に委託して実施する検査、以上 3 種類の検査体制となっています。

1 つ目の行政検査については、医療機関や保健所において実施することから、これまでの検査数等の具体的な数値については、保健所から市町村への情報提供はされないものとなっており、把握しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

2つ目の都による町内高齢者施設の従事者を対象とした民間の検査会社による検査については、町内の4つの特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの職員を対象として、東京都福祉保健局の通知により、民間のPCR検査機関による自己採取による唾液PCR検査を実施することになりますが、まず、3月中にそれぞれの特別養護老人ホームに検査キットが到着予定であり、各施設において検体を採取後、検査機関に送付し、検査後、検査機関から結果を各施設に直接報告する仕組みとなっております。

なお、この検査キットによる検査で陽性となりましても、直接医師が携わった検査ではないため、再検査として検査ができる病院、診療所などで検査を受ける必要があり、そこで陽性となった場合に担当医師より所管の保健所に新型コロナウイルス感染症発生届が提出され、保健所で受理した後、感染者は保健所の対応となってまいります。

3つ目の都補助を活用した町独自の検査については、保健所が濃厚接触者に特定しなかった町内民間事業者の従事者を対象として、これまでに延べ21名実施しておりますが、人権擁護・個人情報保護の観点から詳細については差し控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

この新型コロナウイルス感染症の感染予防の難しい点は、無症状であり、発症の2日前から感染の可能性があることであります。このことから、町では万一の感染発生時に、その後の2次感染の拡大、感染経路不明のいわゆる町内における市中感染に至らぬよう、感染拡大防止の取り組みを町民皆様、町内事業者皆様と一体となって継続しているところであります。

大澤議員からは、医療機関、保育園、学校、役場など集団感染のリスクの高い施設に勤務する職員への定期的なPCR等の面の検査、社会的検査についてご提言をいただいたところですが、対象職員数を約450名と見込み、民間の検査キットを安価なもので1回5,000円とし、感染症の特性から1週間ごとに定期的を実施した場合でも1か月900万円、年間で1億800万円の検査費用が必要となり、検査精度を鑑み、1回1万円以上の検査キットとした場合は、その倍額以上が検査費用として必要となります。

町といたしましては、社会的検査は、市町村単位ではなく、国による全国一斉、もしくは都道府県による生活圈ごとの広域的に一斉かつ定期的を実施しなければ、感染拡大防止に資するものではないと考えており、現時点、限られた予算の中においては、万一の感染発生時に保健所の積極的疫学調査による濃厚接触者に対する行政検査と、濃厚接触者に特定されなかった場合に都補助を活用した町独自の検査を町として幅広く実施することで2次感染を抑え、町内への感染拡大防止を引き続き図ってまいります。

また、今回の都による町内高齢者施設の従事者を対象とした民間の検査会社による検査と同様に、他の福祉・介護サービスにおいても国もしくは都により一斉に検査が実施される場合は、町として当該サービスを提供する事業者と連携を図ってまいります。

なお、万一町内において市中感染が蔓延し、感染経路の不明が多数に陥った場合においては、感染状況に応じて西多摩保健所の指導を仰ぎつつ、町内における社会的検査の実施について検討しなければならないことも想定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束に向け、町といたしましては、引き続き高齢者に対する優先接種から始まるワクチン接種の実施に向けて万全を期すとともに、ワクチン接種後もマスクの着用、消毒の徹底、いわゆる3密を避ける行動など、基本的な感染予防の取り組みは継続が必要であるとして周知徹底する一方、今後も万一、町内で感染が発生した場合は、感染状況に応じ、町独自のPCR検査を幅広く実施し、町民皆様、町内事業者皆様と一体となって感染防止に努めてまいります。

次に、2点目の質問、高齢者見守り緊急通報システム事業についてですが、はじめに、令和3年1月1日現在の住民基本台帳では、施設入所者を除く65歳以上の高齢者のひとり暮らしの世帯数は191世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯数は613世帯でございます。

高齢者見守り相談事業は、保健福祉センター内の地域包括支援センターの高齢者見守り相談員で、精神保健福祉士と社会福祉士等の資格を有する職員が担当し、在宅生活の安心・安全を提供するために65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯及び日中に1人になる方を中心にご家庭を訪問し、実態把握や相談を受け付け、その方の身体や生活状況に合った福祉、医療、介護の各サービスの関係機関等へ繋げております。

緊急相談通報システム、いわゆる見守りシステムに登録をされている方は、令和3年2月1日現在、115件で、そのうちひとり暮らしの方67件、高齢者世帯30件、日中に1人となる方18件となっております。設置対象となる条件は、65歳以上でひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に属する方でございます。

システムの仕組みといたしましては、体調不良などの緊急時に24時間365日対応ができるコールセンターに通報ができ、健康等の悩みごとがある場合には、緊急時でなくても相談ボタンを押せば相談ができ、また、居室内の3か所に人感センサーを取り付け、一定時間、体の動きがないなどの異常を検知した場合には自力で緊急ボタンを押せなくても自動でコールセンターに通報されるようになっております。

利用状況といたしましては、令和2年4月から令和3年1月までは緊急通報4件、体の

動きがないなどの通報が 83 件、相談通報が 21 件となっております。

次に、緊急情報システムにつきましては、登録されている方は、令和 3 年 2 月 1 日現在で 71 件、設置対象となる条件は、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に属する方で身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方でございます。

システムの仕組みといたしましては、専用通報機とペンダント型の無線発報器を設置し、急病などの緊急事態に陥ったとき、東京消防庁に通報し、地域の協力体制等により速やかに救助を求めることができ、利用状況につきましては、令和 2 年 4 月から令和 3 年 1 月までは 6 件となっております。

次に、火災安全システムにつきましては、登録されている方は、令和 3 年 2 月 1 日現在で 53 件、設置対象の条件は、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に属する方で、居住環境等から防火等の配慮が必要で、緊急通報システムを設置している方が対象となっております。

システムの仕組みといたしましては、住宅用防災機器を設置し、火災発生時の迅速な消火活動や火災警報器からの信号を東京消防庁へ自動通報することで救助を求めることができ、令和 2 年 4 月から令和 3 年 1 月までの利用はありません。

いずれの事業につきましても、広報おくたまやホームページに掲載し、また、地域高齢者支援計画の更新時に発行する「奥多摩の福祉サービス 高齢者編」の冊子に詳細をご案内しており、65 歳以上の方がいらっしゃる世帯に配布をしております。

更に、地域見守りネットワーク事業の協定を締結している町内の J A 西東京、青梅信用金庫、各郵便局等と情報交換を行い、高齢者見守り通信を窓口で配布していただいております。

また、民生・児童委員の定例会等に高齢者見守り相談員が出席し、顔の見える関係を築き、事業の周知や情報交換に努めております。

そして、機器（システム）設置希望者は、窓口申請が基本ですが、大半は実態把握を含め、高齢者見守り相談員が直接ご家庭へ訪問し、その方の抱えている課題や病気など、家族関係や住宅環境などをアセスメントした上で設置を勧奨し、申請に繋げているのが現状でございます。

更に、緊急相談通報システム・緊急通報システム設置者及びシステム未設置者で見守り対象者の方に、高齢者見守り相談員が定期的に訪問等をして状況把握に努めております。

今後も社会情勢を注視し、国及び東京都の補助事業や他の区市町村の状況も参考にさせ

ていただきながら、住民の高齢化率や生活実態などを踏まえ、様々な観点から対応の必要な高齢者のために事業を推進してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

社会的検査については、非常にお金が掛かるということで、状況を見てから市中感染が発生したら考えるというようなご答弁でした。感染状況が深刻になってから対策を強めるという後追いの対策では、新型コロナから町民の健康や命も、そして、地域経済も守ることはできないと思います。取り組みの要は、対策の網を最大限大きくし、無症状の感染症を把握し、保護、ケアを徹底的に行うことでもあります。

政府が3月5日に出された対処方針では、ちょっと前向きのことでも述べられましたが、面的検査をするというようなことを言われましたが、具体的なところはまだ何も出ていませんので、是非自治体独自でPCR検査の拡充に取り組んでいただきたいと思います。

独自でPCR検査などの拡充に取り組んでいる自治体が全国で広がっています。千葉県松戸市では、早くから65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人、教育・保育施設勤務者、福祉施設勤務者とその家族、受験生などにPCR検査費用の助成を行ってきましたが、感染の不安を抱える人が少しでも検査を受けやすくなるように2月1日からPCR検査費用の助成対象を全市民に拡大したそうです。月1回1人当たり2万円を上限として補助するとしています。

東京都では、先ほど紹介した世田谷区以外でも多くの自治体でPCR検査費用の補助を行っています。江戸川区では、昨年11月から区の独自事業として、集団感染や重症化リスクの高い施設で働く職員約2万2,000人を対象に施設巡回PCR検査を実施しています。対象は、高齢者・障がい者のデイサービス、訪問介護サービスなどの事業所、入所施設、幼稚園、保育園、小・中学校で、検査費用約6,800万円は区が負担するとしています。対象者の負担軽減を図るため、バスが約1,800施設を巡回して検査を実施し、この3月末までに各施設で1回実施するとしています。対象施設へ唾液検査キットを送り、対象者が自分で唾液を採取する方法です。巡回バスが施設で検体を回収し、車両内では看護師による健康相談や検体採取も可能だということです。同区保健予防課の担当者の方は、感染疑いのある職員を早期に発見して利用者の健康を守り、安心していただくとともに、事業者などが安定して運営できるようにしたいと話しています。

町として町民の命を全力で守るという強いメッセージを発するためにも、PCR検査の取り組みを抜本的に強化すること、少なくとも江戸川区のように、感染リスクの高い施設

に勤務する職員への面的検査の実施など、より踏み込んだ取り組みについて言及していただきたいと思います。再度町長の決意と認識についてお尋ねいたします。

それから、緊急相談通報システムについてです。緊急相談通報システムも、緊急通報システムも、どちらも65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方が対象ですが、先ほどご説明いただきましたように、緊急通報システムが身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方に限定されるのに対し、緊急相談通報システムは、持病のない方でも申請できるとあります。また、費用も原則掛からないということです。対象の高齢者にとっては非常に安心できるシステムです。

私は、全ての対象高齢世帯、その中でもひとり暮らしの高齢者には全員に設置してもいいのではないかと考えます。そのことについての町のお考えと周知について再質問させていただきたいと思いますが、この間、町内で聞き取りをした結果についてご報告をしたいと思います。町内の対象と思われる高齢者の方々に、この事業を知っているか聞いてみました。対象者全員に聞くことはできませんでしたが、5、60件ほどの方には聞くことができましたと思います。結論として、伺った多くの方が知らないと答えました。

町が出している先ほどもお話にありました「奥多摩の福祉サービス 高齢者編」という冊子があります。この中の目次の後の一番最初に、高齢者の見守り相談事業の紹介があるわけですが、この冊子を知っているかとの問いには、ほとんどの方が「届いているかもしれないが、記憶にあまりない」「このわさびーの絵は見た覚えがあるような気がする」という程度のもので、中身を読んだという方はほとんどいませんでした。「冊子は読んだ覚えはないが、緊急通報システムや緊急相談通報システムを利用している」という方がいらっしゃいました。その方たちは、町の保健師さんや民生・児童委員さん、中には友達からという方もいらっしゃいましたが、いずれも人から紹介されて設置していました。

また、地域によつての違いもありました。ある地域では、設置されているのは数件で、ほとんどの方が知らないという状況でしたが、ある地域では、聞くところ聞くところ、皆さん設置していたというところもありました。民生・児童委員さんの働きかけの違いによるところが大きいようですが、地域間で差が出ないようにすることも重要だと感じました。

消防に通報される緊急通報システムの利用者が何人かいらっしゃいました。専用通報機が家の壁等に設置されて、ペンダント型の無線発報器がセットとなっているんですが、ペンダントとして首から下げている方はおらず、専用通報機の隣などにぶら下げている方がほとんどでした。間違えて押してしまうことが怖い、首から下げていると邪魔だという理由からです。これでは、せっかくのシステムも活かし切れず、もったいないですが、火災

安全システムと同時に設置している方がほとんどなので、火の消し忘れ等の多い高齢者にとっては、これはこれで必要なシステムだと考えます。

高齢者は元気なようでも突然倒れることがあります。先日、よく散歩をしている高齢者の姿が見えないのを心配したご近所の方が家を見に行ったところ、お布団の中で動けなくなっているの発見したということがあったそうです。脳梗塞だったということですが、何と発見されたのは3日も経ってからだったそうで、あと数日発見が遅ければ命に関わるどころでした。ちなみにこの方は、緊急通報システムを知らず、設置もしていませんでしたが、退院後は設置をしたそうです。

また、ある方は、外の階段で転倒し、足を骨折し、動けなくなっていたところ、たまたま通りかかった方に見つけてもらい、救急車を呼んでもらえたそうです。外だったから発見してもらえたようなものの、家の中だったら、携帯電話など持っていない高齢者はなすべがありません。

このように突然動けなくなったときは、家の中に取り付けたセンサーによって緊急時に自動的に通報してくれる緊急相談通報システムは非常に有効です。ご答弁では、緊急相談通報システムの設置数は115件とのことでしたが、私は、全ての対象高齢世帯、せめてひとり暮らしの高齢者には全員に設置してもいいのではないかと考えます。予算的な事情もあるかと思いますが、町はどのようにお考えでしょうか。

また、事業のことを知らない高齢者が多過ぎます。この冊子を届けるだけでは、ほとんどの高齢者は知らないも同然です。申請をするしないは本人の自由ですが、せめて事業の周知は対象者全員に対面に行ってほしいと思います。周知の徹底についてはいかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 6番、大澤議員の再質問、1点目のPCR検査のことについてお答えさせていただきます。

町長からの答弁にもありますとおり、限られた予算の中で町として感染拡大防止ということで、これまで努めてきているところでございます。これまでの間、町民の皆様、町内事業者の皆様のご協力によりまして、現値で累計18名ということで、この1か月あまりは感染が落ちついている状況でございます。

議員の一般質問の中にも、今後、変異株等も含めて先手先手というような形のご趣旨がございましたけれども、町長の答弁からもありますとおり、限られた予算の中で、どういった形で感染拡大防止を努めていくかという中で、社会的検査を実施するのであれば、

やはり定期的に行わなければならないというふうに考えております。

再質問の中で江戸川区の事例がございましたけれども、その中では、今年度中に1回ということでしょうか。そのあたりまだ私のほうで承知はしておりませんが、やはり継続していくには、それだけ予算も必要になってくるという状況がございます。

一方で、感染症ですので、人と人との接触機会、人の流れがある中での感染拡大ですので、奥多摩町だけで社会的検査をするのではなく、例えば生活圏域、奥多摩ですと、西多摩というような広域的なところもありますけれども、そういった中で一体的に、一斉に、かつ定期的に行う必要があるのではないかとこのところ、限られた予算の中では、現時点としては都の補助金を活用しながら、後手ではありますけれども、感染が発生した際に感染状況に応じて保健所が濃厚接触者と特定されない方に対して、町独自にPCR検査キットを確保しておりますので、そこで町独自の幅広で検査をすることで、感染拡大防止に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、一方で、日本共産党の東京都議団においても都知事に2月5日付で緊急の申し入れ、PCR検査等東京都全体で戦略的にというようなご提言もされており、一方で、陽性者が発生した場合に、濃厚接触者限定せず、幅広くというような形でも要望されているようですので、町としましても今後、ワクチン接種が始まりますけれども、その後もやはり感染予防、感染拡大防止の取り組みが必要ですので、状況に応じて町として、東京都町村会のほうでも随時要望等取りまとめをしておりますので、町村会等を通じて東京都に対してもPCR検査に資する費用のところを必要に応じて要望を上げてまいりたいというふうに考えております。

1点目の再質問については以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 2点目以降等は、担当課からまた答弁させていただきますけれども、今、主幹が答えたとおりでありますけれども、私としても面の検査、社会的検査は今すぐにでもこれやりたいのは大澤議員と一緒にございます。継続的にこれができるのかどうかという体力と、それから、実際に食べることも生きる糧だということも町民皆様、市民、都民、皆さんも感じているところで、そのあたりのバランスを予算とどうやってやり繰りしていくのか。特に、こういう西多摩地域の場合には、そのあたりが非常にある意味こういう検査をできるかできないかという狭間において非常にづらい財政状況だということです。

ですから、今も環境が、要するに施策が東京都あたりで、少しでも違った項目が出てく

れば、国からの予算も含めてどういう展開ができるか、たった1回でも効果があると思えば、それは予算付けするでしょうし、やっぱり1回じゃこれは無理だよということになれば、全体的な事業のバランスを考えながらやっていかざるを得ないというのは本音でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員の再質問にお答えさせていただきます。

見守り相談事業システムの設置等につきまして、大澤議員さんおっしゃるとおり、まだまだPRが足りない部分もあると考えられます。地域によって差があるということですが、保健師等が生活館等を回って行く健康づくり事業、こういったところでPRすれば、それだけその地域に広まるということで私も認識しているところでございます。

また、これからはフレイル予防、介護予防ということで、とにかく家から高齢者の方も出てもらおうということで、老人会等もないところもありますので、そういったところ、引きこもりの方をなくすということで、集いの場の事業をいろいろ考えておりますので、そういった場所に出てきた高齢者の方に、またそういったところでPRして徐々に広げていきたいと思っております。

担当している者も資格を持った見守り相談員が1人で担当しているんですが、もちろん1人ではなく、ほかの地域包括支援センターの看護師が訪問する際にも見守り、またはそういったPRもしているところでございますが、なかなかまだ皆様に広まっていないということは認識しましたので、今後、あらゆる機会でもPRをしていきたいと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 大澤議員よろしいですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） 再々質問ではありませんが、一言申し上げさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。質問をするときに、多分お金がないので無理だという答弁だろうなと思いながらも質問をさせていただいたんですが、感染への不安、営業への不安、暮らしが厳しくなっている不安など、今、町民はコロナ禍の中で先行きの見えない暮らしを送られています。本当に先手先手の対策をやらないとコロナの収束は見えないと思います。

ただ、症状がない人への社会的検査が進まない一番の原因は、自治体にのしかかってくる、先ほど町長からもお話ありましたが、財政的な負担だと思います。国に対して社会的

検査を全額国庫負担で行えるように強く要望していただきたいと思います。

できましたら町でも、せめて職員の方とか、学校の先生とかだけでもやっていただけるとありがたいなと思います。

○議長（原島 幸次君） 大澤議員さん、申し合わせの時間が近づいてまいりましたので、手短にお願いします。

○6番（大澤由香里君） 済みません、ちょっと言いたいことを言ってもいいですか。聞き取りをする中で、奥多摩町の地域の中での見守り体制はすばらしいなと思えることもしばしばありました。ご近所の方が毎朝毎晩、雨戸の開け閉めをしてくれたり、姿が見えないと、様子を見に行ってくれたり、先ほどご紹介した方も家の中まで入れる人間関係があったからこそ発見してもらえました。隣の人がどんな人かもわからないような都心の状況と違うというところは奥多摩町のすばらしい地域性だと思います。

しかし、80歳代の方が地域の高齢者の安否確認をしているというところもありました。過疎化が進む中、地域のマンパワーで全ての高齢者の安否を網羅することは困難です。マンパワーを補うすばらしい事業を町は行っていますので、是非全ての高齢者が利用の選択ができるよう、あらゆる方法で周知していただきたいと要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後3時40分から再開いたします。

午後3時25分休憩

午後3時39分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3 陳情第1号 アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情を議題とします。

本件については、去る3月5日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、9日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員

長、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） それでは、経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3月5日に開会の第1回定例会第1日目に審査が付託された陳情第1号アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情について、3月9日に全委員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

陳情第1号について、まず担当の福祉保健課長の説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

初めに、所管であります福祉保健課長より国の動向等について説明があり、平成20年からアスベスト健康被害の訴訟が全国で起きており、原告は1,100人以上に上り、令和2年12月の最高裁判決により、国の賠償責任が初めて確定し、その後、現在までに計3例の訴訟で国の賠償責任が確定したこと。これを受け、厚生労働省では、被害者救済に向けた補償制度を創設すること。与党自民・公明両党は、被害者救済策を検討するために合同の対策プロジェクトチームを立ち上げ、この2月18日、初会合を開き、座長の野田毅元自治大臣は、「原告は高齢者も多く、全面解決に向け、速やかに検討したい」と述べ、副座長の公明党・江田康幸氏も「財源を含めた課題はあるが、政治の力で被害者を救済したい」と述べていること。また、奥多摩町のアスベスト被害者は、確認できる範囲内ではないとのことでありました。

次に、議会事務局からは今回の陳情における近隣自治体の状況として、青梅市・羽村市両市議会に陳情の提出はなく、奥多摩町を含めた6市町村では陳情を受け、あきる野市は委員会で不採択すべきものと決定し、それ以外の市町村は、本日以降の開催で審議される予定であるとの説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、賠償責任が認められ、国は前向きな姿勢であるが、早期救済の点から基金制度を作るべきであり、後押しするためにも採択。

被害を受けても救済されない方もいる。国は本当に保障するか分からない。被害者は切羽詰まっているから再度陳情があったものとするので採択。

最高裁判決により、国は積極的に進めている最中のため不採択。

判決確定後、国は急ピッチで保障制度創設に動いていることから不採択。

国は、保障制度を創設するとしており、高齢者への配慮もなされている。気持ちは分かるので、趣旨採択、などの様々な意見が出され、いずれも過半数に達しない恐れがあることから、会議規則第91条の規定に基づいて、採択すべきもの、不採択すべきものに区分

し、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

陳情第1号 経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第1号について、経済厚生常任委員長の報告は、不採択とすべきものがありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、陳情第1号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月18日となっておりますので、明日3月12日から17日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月12日から17日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。早朝より大変ご苦労さまでございました。

午後3時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員